

# 高松市自治基本条例に基づく自治運営取組状況調査結果



# 条例制定改废状况

## 【条例制定改廃状況】

| No. | 条例等の名称  | 公布日        | 施行日                    | 条例等の概要  | 自治基本条例と整合を図った箇所等  | 条例等の制定改廃に当たっての<br>市民参画の方法・実施時期・回数     | 担当課               |
|-----|---|------------|------------------------|---|---|---------------------------------------|-------------------|
| 1   | 【制定】<br>高松市持続可能な水環境の形成に関する条例                  | H22. 9. 27 | H22. 9. 27             | 持続可能な水環境の形成に関し、基本理念を定め、市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、持続可能な水環境の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民および事業者が連携して持続可能な水環境の形成に取り組み、もって現在および将来の市民の水を通じた豊かで潤いのある生活の確保に寄与することを目的とするもの。 | 条文中において「市の責務」と「市民および事業者の責務」を定め、持続可能な水環境の形成に関する施策に、協働で取り組むこととしている。 | ・パブリックコメント<br>平成22年7月21日～8月23日<br>11件 | 企画課               |
| 2   | 【制定】<br>高松市男木交流館条例                            | H22. 3. 26 | 規則で定める日<br>(H22. 7. 2) | 高松市男木交流館を設置するためのもの。   | 公の施設（男木交流館）の設置および管理運営の基本事項について定める条例であるため、特に該当なし。                  | —                                     | 地域政策課             |
| 3   | 【制定】<br>高松市美術館および高松市塩江美術館における共通定期観覧券の発行に関する条例 | H22. 3. 26 | H22. 4. 1              | 高松市美術館および高松市塩江美術館の利用の促進を図るため、共通定期観覧券を発行することに関し、必要な事項を定めるもの。   | 特に該当なし。   | ・関係団体への説明                             | 美術館美術課            |
| 4   | 【制定】<br>高松市議員報酬、市長および副市長の給料等審議会の審議事項の特例に関する条例 | H22. 9. 27 | H22. 9. 27             | 非常勤の行政委員および固定資産評価員に対する報酬の支給の在り方について高松市議員報酬、市長および副市長の給料等審議会で審議することを目的とするもの。  | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。                                     | —                                     | 総務課               |
| 5   | 【制定】<br>高松市グリーンニューディール基金条例                    | H22. 3. 26 | H22. 3. 26             | 温室効果ガスの排出量の削減に資する設備の整備その他の地球温暖化対策を実施するに当たり、市域における低炭素化を推進するための事業の財源として、当該基金を造成するもの。  | 基金に関する条例であるため、特に該当なし。   | —                                     | 環境総務課<br>地球温暖化対策室 |
| 6   | 【制定】<br>高松市民防災センター条例                          | H22. 3. 26 | H22. 4. 1              | 高松市民防災センターの新設に伴い制定したもの。   | 施設整備に伴う条例制定のため、該当なし。  | —                                     | 消防局総務課            |
| 7   | 【制定】<br>高松市小中学校校区審議会条例                        | H22. 3. 26 | H22. 6. 1              | 高松市立小学校および高松市立中学校の通学区域の調整を図るため、高松市教育委員会に高松市小中学校校区審議会を置くことを決定したもの。   | 審議会の委員構成について、学識経験者等のほか、「委員会が必要と認める者」として、一部公募による委員を委嘱することとしている。    | —                                     | 学校教育課             |

| No. | 条例等の名称  | 公布日         | 施行日        | 条例等の概要  | 自治基本条例と整合を図った箇所等                                    | 条例等の制定改廃に当たっての<br>市民参画の方法・実施時期・回数                        | 担当課         |
|-----|---|-------------|------------|---|---|--|-------------|
| 8   | 【改正】<br>高松市地域交流会館<br>条例の一部を改正す<br>る条例               | H22. 3. 26  | H22. 4. 1  | 音響機器（カラオケ）の使用者が減少していることを<br>考慮し、高松市庵治やすらぎ会館の設備等使用料の額を<br>定める表から音響機器を削るもの。                       | 使用者減・老朽化を理由とした音響<br>機器（カラオケ）の撤去に伴う改正の<br>ため、特に該当なし。 | —  | 地域政策<br>課   |
| 9   | 【改正】<br>高松墓地条例の一部<br>を改正する条例                        | H22. 3. 26  | H22. 4. 1  | 高松市木太本村墓地の廃止および高松市摺鉢谷墓地使<br>用料の改定のためのもの。  | 墓地の廃止および墓地使用料の改定<br>のみであるため、特に該当なし。                 | —  | 市民やす<br>らぎ課 |
| 10  | 【改正】<br>高松市木太北部会館<br>条例の一部を改正す<br>る条例               | H22. 3. 26  | H22. 4. 1  | 高松市木太北部会館の管理を指定管理者に行わせる場<br>合に利用料金制を導入し、および中会議室を新設するた<br>めのもの。                                  | 利用料金制の導入および会議室の新<br>設のみの修正であるため、特に該当な<br>し。         | —  | 市民やす<br>らぎ課 |
| 11  | 【改正】<br>高松市スポーツ施設<br>条例の一部を改正す<br>る条例               | H22. 6. 28  | H23. 4. 1  | スポーツ施設使用料の額を維持管理経費、近隣施設の<br>料金水準等を勘案して改定し、スポーツ施設の利用者間<br>の負担の公平を図るためのもの。                        | 特に該当なし。   | ・パブリック・コメント<br>平成22年3月1日～3月26日 75<br>件                   | スポーツ<br>振興課 |
| 12  | 【改正】<br>高松市美術館条例の<br>一部を改正する条例                      | H22. 3. 26  | H22. 4. 1  | 高松市美術館の観覧料について高校生以下を無料とす<br>るためのもの。   | 特に該当なし。   | —  | 美術館美<br>術課  |
| 13  | 【改正】<br>高松市塩江美術館条<br>例の一部を改正する<br>条例                | H22. 3. 26  | H22. 4. 1  | 高松市塩江美術館の観覧料について高校生以下を無料<br>とするためのもの。   | 特に該当なし。   | —  | 美術館美<br>術課  |
| 14  | 【改正】<br>高松市長等の給料そ<br>の他給与支給条例の<br>一部を改正する条例         | H22. 3. 26  | H22. 4. 1  | 平成22年度における特例として、市長等の給料月額に<br>ついて減額措置を講じるためのもの。  | 左記事由による関係条文の整備であ<br>ることから、特に該当なし。                   | 高松市議員報酬，市長および副<br>市長の給料等審議会に諮問し，3<br>回の開催を経て，答申を受け<br>た。 | 総務課         |
| 15  | 【改正】<br>高松市特別職の報酬<br>及び費用弁償に関す<br>る条例の一部を改正<br>する条例 | H22. 3. 26  | H22. 4. 1  | 退職手当審査会委員および小中学校校区審議会委員の<br>報酬額等を定め，ならびに平成22年度における特例とし<br>て非常勤の特別職の職員の報酬額について減額措置を講<br>じるためのもの。 | 左記事由による関係条文の整備であ<br>ることから，特に該当なし。                   | —  | 総務課         |
| 16  | 【改正】<br>高松市長等の給料そ<br>の他給与支給条例の<br>一部を改正する条例         | H22. 11. 30 | H22. 12. 1 | 市長等の期末手当の支給割合を改定するためのもの。  | 左記事由による関係条文の整備であ<br>ることから，特に該当なし。                   | —  | 総務課         |

| No. | 条例等の名称                                      | 公布日         | 施行日        | 条例等の概要  | 自治基本条例と整合を図った箇所等              | 条例等の制定改廃に当たっての<br>市民参画の方法・実施時期・回数 | 担当課          |
|-----|---|-------------|------------|---|-------------------------------|-----------------------------------|--------------|
| 17  | 【改正】<br>高松市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 | H22. 11. 30 | H22. 12. 1 | 市議会議員の期末手当の支給割合を改定するためのもの。  | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 総務課          |
| 18  | 【改正】<br>高松市情報公開条例の一部を改正する条例                 | H22. 3. 26  | H22. 4. 1  | 各法律の規定により、国の情報公開制度の対象とされていない行政文書について、この条例の規定を適用しないこととするためのもの。           | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 総務課<br>情報公開室 |
| 19  | 【改正】<br>高松市個人情報保護条例の一部を改正する条例               | H22. 3. 26  | H22. 4. 1  | 各法律の規定により、国の行政機関への開示請求の対象とされていない個人情報について、この条例の開示請求等の規定を適用しないこととするためのもの。 | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 総務課<br>情報公開室 |
| 20  | 【改正】<br>高松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正           | H22. 3. 26  | H22. 4. 1  | 国家公務員に準じて、月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げ、および時間外勤務代休時間を新設するもの。      | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課          |
| 21  | 【改正】<br>職員の給与に関する条例の一部改正                    | H22. 3. 26  | H22. 4. 1  | 国家公務員に準じて、月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げ、および時間外勤務代休時間を新設するもの。      | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課          |
| 22  | 【改正】<br>高松市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例             | H22. 3. 26  | H22. 3. 26 | 国家公務員に準じて職員の退職手当について新たな支給制限および制度を設けるもの。                                 | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課          |
| 23  | 【改正】<br>高松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正           | H22. 6. 28  | H22. 6. 30 | 国家公務員に準じて、育児短時間勤務制度を新設するとともに、育児休業等を行うことができない職員の範囲の見直し等に伴うもの。            | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課          |
| 24  | 【改正】<br>高松市高松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正           | H22. 6. 28  | H22. 6. 30 | 国家公務員に準じて、育児短時間勤務制度を新設するとともに、育児休業等を行うことができない職員の範囲の見直し等に伴うもの。            | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課          |
| 25  | 【改正】<br>職員の給与に関する条例の一部改正                    | H22. 6. 28  | H22. 6. 30 | 国家公務員に準じて、育児短時間勤務制度を新設するとともに、育児休業等を行うことができない職員の範囲の見直し等に伴うもの。            | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課          |

| No. | 条例等の名称  | 公布日         | 施行日                                  | 条例等の概要   | 自治基本条例と整合を図った箇所等                     | 条例等の制定改廃に当たっての<br>市民参画の方法・実施時期・回数 | 担当課 |
|-----|---|-------------|--------------------------------------|--|--------------------------------------|-----------------------------------|-----|
| 26  | 【改正】<br>高松市職員団体のための職員の行為の制限の特例条例の一部を改正する条例        | H22. 6. 28  | H22. 6. 28                           | 時間外勤務代休時間の新設に伴うもの。                                   | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。        | —                                 | 人事課 |
| 27  | 【改正】<br>職員の給与に関する条例の一部改正                          | H22. 11. 30 | H22. 12. 1                           | 国家公務員の給与改定に伴い、職員の給料等について人事院勧告に準拠して改定するもの。            | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。        | —                                 | 人事課 |
| 28  | 【改正】<br>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正                | H22. 11. 30 | H22. 12. 1                           | 国家公務員の給与改定に伴い、職員の給料等について人事院勧告に準拠して改定するもの。            | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。        | —                                 | 人事課 |
| 29  | 【改正】<br>高松市事務分掌条例の一部を改正する条例                       | H22. 12. 21 | H23. 4. 1                            | 病院事業および下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴うもの。              | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。        | —                                 | 人事課 |
| 30  | 【改正】<br>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例 | H22. 12. 21 | H22. 12. 21                          | 国家公務員に準じて、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員に支給される給与の支給割合を改定するもの。 | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。        | —                                 | 人事課 |
| 31  | 【改正】<br>高松市市税条例の一部を改正する条例                         | H22. 3. 31  | H22. 4. 1<br>H22. 6. 1               | 高松市市税条例の改正のためのもの。                                    | 地方税法等の改正に伴う義務的な改正であるため、該当なし。         | —                                 | 納税課 |
| 32  | 【改正】<br>高松市過疎地域内固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例             | H22. 3. 26  | H22. 4. 1                            | 高松市過疎地域内固定資産税課税免除条例の改正のためのもの。                        | 過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴う義務的な改正であるため、該当なし。 | —                                 | 納税課 |
| 33  | 【改正】<br>高松市市税条例の一部を改正する条例                         | H22. 6. 28  | H22. 10. 1<br>H23. 1. 1<br>H25. 1. 1 | 高松市市税条例の改正のためのもの。                                    | 地方税法等の改正に伴う義務的な改正であるため、該当なし。         | —                                 | 納税課 |

| No. | 条例等の名称                                    | 公布日         | 施行日        | 条例等の概要   | 自治基本条例と整合を図った箇所等   | 条例等の制定改廃に当たっての<br>市民参画の方法・実施時期・回数                                    | 担当課                 |
|-----|---|-------------|------------|--|--|--|---------------------|
| 34  | 【改正】<br>高松市国民健康保険<br>条例の一部を改正する<br>条例     | H22. 3. 31  | H22. 4. 1  | 国民健康保険法施行令において、基礎賦課額等の上限<br>基準額の引き上げおよび非自発的失業者についての国民<br>健康保険料の算定制度が創設されたこと等に伴うもの。   | 法令等の改正に伴う義務的な条文整<br>備であるため、特に該当なし。   | —  | 国保・高<br>齢者医療<br>課   |
| 35  | 【改正】<br>高松市国民健康保険<br>条例の一部を改正する<br>条例     | H22. 6. 28  | H22. 6. 28 | 国民健康保険法において、平成21年度で期限切れに<br>なる国保財政基盤強化策が、平成22年度から平成25<br>年度まで延長されたことに伴うもの。   | 字句のみの修正であるため、特に該<br>当なし。   | —  | 国保・高<br>齢者医療<br>課   |
| 36  | 【改正】<br>高松市ふれあい福祉<br>センター条例の一部<br>を改正する条例 | H22. 6. 28  | H23. 4. 1  | 高松市ふれあい福祉センター勝賀テニスコートの使用<br>料の額を改定するため、改正するもの。   | 金額の変更であるため、特に該当な<br>し。   | —  | 長寿福祉<br>課           |
| 37  | 【改正】<br>高松市児童厚生施設<br>条例の一部を改正する<br>条例     | H22. 3. 26  | H22. 4. 1  | なかよしこども館廃止に伴うもの。   | なかよしこども館の廃止に伴う一部<br>改正であるため、特に該当なし。  | —  | こども未<br>来課          |
| 38  | 【改正】<br>高松市保育所条例等<br>の一部を改正する条<br>例       | H22. 10. 27 | H23. 4. 1  | 高松市立塩江幼稚園を新設し、同園および高松市立塩<br>江保育所における就学前児童の教育および保育を一体的<br>に行う施設として高松市塩江こども園を新設することな<br>らびに就学前児童の教育および保育を一体的に行う施設<br>の名称をこども園に統一することに伴うもの。 | 字句のみの修正であるため、特に該<br>当なし。   | —  | 保育課<br>学校教育<br>課    |
| 39  | 【改正】<br>高松市手数料条例の<br>一部を改正する条例            | H22. 3. 26  | H22. 4. 1  | 胎盤胞衣および産汚物の収集業務の廃止に伴い、胎盤<br>胞衣および産汚物の取扱手数料に係る規定を削るもの。  | 業務の廃止に伴い、取扱手数料に係<br>る規定を削るための一部改正であるた<br>め、特に該当なし。   | —  | 生活衛生<br>課           |
| 40  | 【改正】<br>高松市病院事業の設<br>置等に関する条例             | H22. 12. 21 | H23. 4. 1  | 平成23年4月1日から、病院事業に地方公営企業法の規<br>定の全部を適用するため、改正したもの。  | 説明責任等（第27条）<br>平成21年3月に策定した高松市病院<br>事業経営改革計画で、地方公営企業法<br>の全部適用を目指すこととしたもので<br>ある。同計画は、本市ホームページに<br>掲載している。 | —  | 市民病院<br>事務局         |
| 41  | 【改正】<br>高松市病院事業の設<br>置等に関する条例             | H22. 9. 27  | H22. 10. 1 | 高松市民病院香川分院を無床の診療所に移行すること<br>に伴い、名称を「高松市民病院附属香川診療所」に改め<br>るなど、所要の改正を行ったもの。  | 説明責任等（第27条）<br>市民病院香川分院での医師の確保が<br>困難であるため、無床の診療所へ移行<br>することを、周辺住民を対象に説明会<br>を2回開催した。                      | ・香川地区地域審議会への説明<br>H22. 8. 18<br>・地元説明会を2回開催<br>H22. 9. 4, H22. 9. 18 | 市民病院<br>香川分院<br>事務局 |



| No. | 条例等の名称                             | 公布日         | 施行日                                   | 条例等の概要   | 自治基本条例と整合を図った箇所等  | 条例等の制定改廃に当たっての<br>市民参画の方法・実施時期・回数 | 担当課              |
|-----|------------------------------------|-------------|---------------------------------------|--|---|-----------------------------------|------------------|
| 42  | 【改正】<br>高松市病院事業の設置等に関する条例          | H22. 3. 26  | H22. 4. 1                             | 高松市民病院を中核として高松市国民健康保険塩江病院を高松市民病院塩江分院に、高松市国民健康保険香川病院を高松市民病院香川分院に再編したものの。        | 説明責任等（第27条）<br>行政改革推進室が、平成22年4月1日の組織機構の見直しについて、平成22年2月24日に、本市ホームページに掲載した。 | —                                 | 経営管理課（新病院整備課）    |
| 43  | 【改正】<br>高松市公衆便所条例の一部を改正する条例        | H22. 9. 27  | H22. 10. 1                            | 高松市扇町公衆便所の廃止等に伴い、改正するもの。   | 公衆便所の廃止および所在地の番地変更であるため、特に該当なし。   | —                                 | 環境総務課<br>環境施設対策室 |
| 44  | 【改正】<br>高松市手数料条例の一部を改正する条例         | H22. 3. 26  | H22. 4. 1                             | 土壌汚染対策法の一部改正に伴い、汚染土壌処理業の許可の更新の申請および同許可に係る事項の変更許可申請に対する審査について手数料を徴収するため、改正するもの。 | 申請者から審査手数料を徴収するためのもので、特に該当なし。   | —                                 | 環境指導課            |
| 45  | 【改正】<br>高松テルサ条例の一部を改正する条例          | H22. 12. 21 | H23. 4. 1                             | 高松テルサのコインロッカー使用料(1個使用につき1回100円)を、無料とするためのもの。                                   | 使用料の一部改定のための改正であるため、特に該当なし。   | —                                 | 商工労政課            |
| 46  | 【改正】<br>高松広域都市計画事業太田第2土地区画整理事業施行条例 | H22. 3. 26  | H22. 4. 1                             | 太田第2土地区画整理事務所閉鎖に伴い事務所の所在地を変更するためのもの。   | 事務所の所在地を変更するための一部改正であるため、特に該当なし。  | —                                 | 都市計画課<br>土地区画整理室 |
| 47  | 【改正】<br>高松市都市公園条例の一部を改正する条例        | H22. 6. 28  | H22. 6. 28<br>H22. 10. 2<br>H23. 4. 1 | 東部運動公園野球広場グラウンドの供用開始、および東部運動公園多目的広場グラウンド使用料を改定するためのもの。                         | 施設の使用料の設定、見直しであるため、特に該当なし。  | —                                 | 公園緑地課            |
| 48  | 【改正】<br>高松市都市公園条例の一部を改正する条例        | H22. 12. 21 | H22. 12. 21<br>H23. 4. 1              | 東部運動公園管理棟会議室の供用開始、仏生山公園集会所棟集会室、御山公園プレイセンター会議室の使用料見直しのためのもの。                    | 施設の使用料の設定、見直しであるため、特に該当なし。  | —                                 | 公園緑地課            |
| 49  | 【改正】<br>高松市会計規則の一部を改正する条例          | H22. 3. 31  | H22. 4. 1                             | 会計事務を財務会計システムによる電子文書で処理すること等に伴うもの。   | 字句のみの修正であるため、特に該当なし。  | —                                 | 出納室              |
| 50  | 【改正】<br>高松市出納員規則の一部を改正する条例         | H22. 3. 31  | H22. 4. 1                             | 会計事務を財務会計システムによる電子文書で処理すること等に伴うもの。   | 字句のみの修正であるため、特に該当なし。  | —                                 | 出納室              |

| No. | 条例等の名称                              | 公布日         | 施行日        | 条例等の概要  | 自治基本条例と整合を図った箇所等     | 条例等の制定改廃に当たっての<br>市民参画の方法・実施時期・回数 | 担当課    |
|-----|-------------------------------------|-------------|------------|---|----------------------|-----------------------------------|--------|
| 51  | 【改正】<br>高松市物品会計規則の一部を改正する条例         | H22. 3. 31  | H22. 4. 1  | 物品会計事務を財務会計システムによる電子文書で処理すること等に伴うもの。            | 字句のみの修正であるため、特に該当なし。 | —                                 | 出納室    |
| 52  | 【改正】<br>高松市会計規則の一部を改正する条例           | H22. 5. 26  | H22. 6. 1  | 収支予定書提出事務の変更に伴うもの。                              | 字句のみの修正であるため、特に該当なし。 | —                                 | 出納室    |
| 53  | 【改正】<br>高松市消防本部および消防署設置条例の一部を改正する条例 | H22. 3. 26  | H22. 4. 1  | 南消防署の移転に伴い、位置を変更するもの。                           | 字句のみの修正であるため、特に該当なし。 | —                                 | 消防局総務課 |
| 54  | 【改正】<br>高松市火災予防条例の一部を改正する条例         | H22. 6. 28  | H22. 7. 1  | 個室型店舗の個室に設ける避難通路に面する外開き戸の基準を定めるためのもの。           | 字句のみの修正であるため、特に該当なし。 | —                                 | 消防局予防課 |
| 55  | 【改正】<br>高松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  | H22. 6. 28  | H22. 8. 1  | 非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の規定整備のためのもの。 | 字句のみの修正であるため、特に該当なし。 | —                                 | 消防局総務課 |
| 56  | 【改正】<br>高松市火災予防条例の一部を改正する条例         | H22. 9. 27  | H22. 12. 1 | 対象火気設備等の取扱、基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の規定整備のためのもの。      | 字句のみの修正であるため、特に該当なし。 | —                                 | 消防局予防課 |
| 57  | 【改正】<br>高松市消防手数料条例の一部を改正する条例        | H22. 9. 27  | H22. 10. 1 | 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の規定整備のためのもの。      | 字句のみの修正であるため、特に該当なし。 | —                                 | 消防局予防課 |
| 58  | 【改正】<br>高松市教育委員会教育長の給与等に関する条例       | H22. 3. 26  | H22. 4. 1  | 平成22年度における特例として、教育長の給料月額について減額措置を講ずるため、改正するもの。  | 特に該当なし。              | —                                 | 教育部総務課 |
| 59  | 【改正】<br>高松市教育委員会教育長の給与等に関する条例       | H22. 11. 30 | H22. 12. 1 | 教育長の期末手当の支給割合を改定するため、改正するもの。                    | 特に該当なし。              | —                                 | 教育部総務課 |

| No. | 条例等の名称                           | 公布日         | 施行日        | 条例等の概要  | 自治基本条例と整合を図った箇所等       | 条例等の制定改廃に当たっての<br>市民参画の方法・実施時期・回数  | 担当課                |
|-----|----------------------------------|-------------|------------|---|------------------------|--|--------------------|
| 60  | 【改正】<br>高松市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例 | H22. 3. 26  | H22. 4. 1  | 高松市立木太中学校に給食を提供する調理場を高松市立中央小学校から高松市立木太北部小学校に変更することに伴い、新たに高松市立木太北部学校給食共同調理場を設置し、併せて高松市立中央学校給食共同調理場を廃止するもの。 | 特に該当なし。                | —  | 保健体育課              |
| 61  | 【改正】<br>高松市歴史資料館条例等の一部を改正する条例    | H22. 3. 26  | H22. 4. 1  | 高松市歴史資料館、石の民俗資料館、香南歴史民俗郷土館、讃岐国分寺跡資料館、菊池寛記念館の観覧料等を改正するもの。  | 観覧区分のみの修正であるため、特に該当なし。 | —  | 文化財課<br>(歴史資料館)    |
| 62  | 【廃止】<br>高松市用品調達基金条例を廃止する条例       | H22. 3. 26  | H22. 3. 31 | 新財務会計システムの導入による消耗品の調達制度の見直しに伴い、高松市用品調達基金を廃止するもの。  | 特に該当なし。                | —  | 契約監理課              |
| 63  | 【廃止】<br>高松市総合老人ホームひぐらし荘条例を廃止する条例 | H21. 12. 21 | H22. 4. 1  | 高松市総合老人ホームひぐらし荘を廃止し、その施設を社会福祉法人に譲渡することに伴うもの。  | 特に該当なし。                | ・香川地区地域審議会へ民営化方針を報告<br>平成21年2月19日<br>・移管先法人選考委員に地域代表として香川地区地域審議会会長を委任<br>平成21年5月～9月（計3回） | 長寿福祉課              |
| 64  | 【廃止】<br>高松市小中学校適正配置等審議会条例        | H22. 3. 26  | H22. 6. 1  | 学校の適正配置や通学区域の設定および改廃について審議する審議会を設置するもの（高松市小中学校校区審議会条例を制定することになったため、その条例の附則の中で廃止した。）。                      | 特に該当なし。                | —  | 教育部総務課新設<br>統合校整備室 |

# 規則制定改廃状況

## 【規則制定改廃状況】

| No. | 条例等の名称  | 公布日        | 施行日        | 条例等の概要   | 自治基本条例と整合を図った箇所等                                      | 条例等の制定改廃に当たっての<br>市民参画の方法・実施時期・回数 | 担当課    |
|-----|---|------------|------------|--|---|-----------------------------------|--------|
| 1   | 【制定】<br>高松市水環境協議会規則                               | H22. 9. 27 | H22. 9. 27 | 「高松市持続可能な水環境の形成に関する条例」の規定に基づき、水環境会議の組織および運営に関し必要な事項を定めるもの。           | 会議の委員について、学識経験者・関係行政職員以外の者も対象とし、一般（公募）市民の参加も可能とした。    | —                                 | 企画課    |
| 2   | 【制定】<br>高松市地域コミュニティ協議会の認定に関する規則                   | H22. 2. 15 | H22. 2. 15 | 地域コミュニティ協議会の認定に関し必要な事項を定めるためのもの。                                     | 条例第23条の規定内容と地域コミュニティ協議会の認定要件について規定している。               | —                                 | 地域政策課  |
| 3   | 【制定】<br>高松市男木交流館条例施行規則                            | H22. 3. 26 | H22. 7. 2  | 高松市男木交流館条例の施行に関し必要な事項を定めるためのもの。                                      | 公の施設（男木交流館）の管理運営について定める規則であるため、特に該当なし。                | —                                 | 地域政策課  |
| 4   | 【制定】<br>高松市男木交流館条例の施行期日を定める規則                     | H22. 5. 25 | H22. 7. 2  | 高松市男木交流館条例の施行期日を定めるもの。   | 条例の施行期日を定める規則であるため、特に該当なし。                            | —                                 | 地域政策課  |
| 5   | 【制定】<br>高松市美術館および高松市塩江美術館における共通定期観覧券の発行に関する条例施行規則 | H22. 3. 26 | H22. 4. 1  | 高松市美術館および高松市塩江美術館における共通定期観覧券の発行に関する条例の施行に関し、必要な事項を定めるもの。             | 特に該当なし。   | —                                 | 美術館美術課 |
| 6   | 【制定】<br>平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則           | H22. 12. 1 | H22. 12. 1 | 職員の給与に関する条例の一部改正等に伴い、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関し必要な事項を定めるもの。        | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。                         | —                                 | 人事課    |
| 7   | 【制定】<br>高松テルサ条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則              | H22. 6. 3  | H22. 6. 4  | 高松テルサ2階研修室を増設したことによる、利用料金の上限額を定めた高松テルサ条例の一部を改正する条例の施行期日を定めるため制定したもの。 | 増設した研修室の利用料金上限額を定めた条例の、施行期日を定めるために制定したものであるため、特に該当なし。 | —                                 | 商工労政課  |
| 8   | 【制定】<br>高松市民防災センター条例施行規則                          | H22. 3. 26 | H22. 4. 1  | 高松市民防災センターの新設に伴うもの。  | 施設整備に伴う条例制定のため、該当なし。                                  | —                                 | 消防局総務課 |

| No. | 条例等の名称  | 公布日         | 施行日       | 条例等の概要   | 自治基本条例と整合を図った箇所等                  | 条例等の制定改廃に当たっての<br>市民参画の方法・実施時期・回数      | 担当課         |
|-----|---|-------------|-----------|--|-----------------------------------|--|-------------|
| 9   | 【改正】<br>高松市木太北部会館<br>条例施行規則および<br>高松市会計規則の一部<br>を改正する規則 | H22. 3. 26  | H22. 4. 1 | 高松市木太北部会館条例の一部改正に伴うもの。   | 条例改正による関係条文の整備のみ<br>であるため、特に該当なし。 | —                                      | 市民やすらぎ課     |
| 10  | 【改正】<br>高松市隣保館等条例<br>施行規則の一部を改正<br>する規則                 | H22. 11. 19 | H23. 4. 1 | 平成22年4月から全館で試行している第1・第3土曜日の開館について、来年度から本格的に実施するため、休館日を変更するもの。  | 休館日の変更であるため、特に該当<br>なし。           | —                                      | 人権啓発課       |
| 11  | 【改正】<br>高松市学校体育施設<br>開放規則の一部を改正<br>する規則                 | H22. 2. 24  | H22. 4. 1 | 高松市立小学校の統合により閉校する小学校について、従来どおりの開放事業を継続する等に伴うもの。  | 特に該当なし。                           | —                                      | スポーツ<br>振興課 |
| 12  | 【改正】<br>高松市スポーツ施設<br>条例施行規則の一部<br>を改正する規則               | H22. 6. 29  | H23. 4. 1 | 高松市スポーツ施設条例の一部改正および構成員の半数以上が身体障害者等または生徒・児童である団体に係る使用料の減額規定を設けることに伴うもの。                                 | 特に該当なし。                           | ・パブリック・コメント<br>平成22年3月1日～3月26日 75<br>件 | スポーツ<br>振興課 |
| 13  | 【改正】<br>高松市美術館条例施行<br>規則の一部を改正<br>する規則                  | H22. 2. 24  | H22. 4. 1 | 高松市美術館の開館時間を変更するためのもの。   | 特に該当なし。                           | —                                      | 美術館美術課      |
| 14  | 【改正】<br>高松市美術館条例施行<br>規則の一部を改正<br>する規則                  | H22. 3. 26  | H22. 4. 1 | 高松市美術館条例の一部改正に伴うもの。  | 特に該当なし。                           | —                                      | 美術館美術課      |
| 15  | 【改正】<br>高松市塩江美術館条例<br>施行規則の一部を<br>改正する規則                | H22. 3. 26  | H22. 4. 1 | 高松市塩江美術館条例の一部改正に伴うもの。  | 特に該当なし。                           | —                                      | 美術館美術課      |
| 16  | 【改正】<br>高松市契約規則の一部<br>を改正する規則                           | H22. 3. 31  | H22. 4. 1 | 財務会計システムの導入および政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件の一部改正に伴い、ならびにインターネットを利用した公告方式の採用、納品書の検収確認処理等のためのもの。              | 特に該当なし。                           | —                                      | 契約監理課       |
| 17  | 【改正】<br>高松市物品会計規則<br>の一部を改正する規則                         | H22. 3. 31  | H22. 4. 1 | 高松市用品調達基金条例および同条例施行規則の廃止に伴い、現行の普通用品に適合する消耗品の直接購入を認めるとともに、現行の単価契約用品の発注について予算の執行委任の制度を適用する等の措置を講ずるためのもの。 | 特に該当なし。                           | —                                      | 契約監理課       |

| No. | 条例等の名称                                  | 公布日         | 施行日         | 条例等の概要   | 自治基本条例と整合を図った箇所等                    | 条例等の制定改廃に当たっての<br>市民参画の方法・実施時期・回数 | 担当課   |
|-----|---|-------------|-------------|--|-------------------------------------|-----------------------------------|-------|
| 18  | 【改正】<br>高松市予算規則の一部を改正する規則               | H22. 3. 31  | H22. 4. 1   | 高松市用品調達基金条例および同条例施行規則の廃止に伴い、現行の普通用品に適合する消耗品の直接購入を認めるとともに、現行の単価契約用品の発注について予算の執行委任の制度を適用する等の措置を講ずるためのもの。 | 特に該当なし。                             | —                                 | 契約監理課 |
| 19  | 【改正】<br>高松市契約規則の一部を改正する規則               | H22. 11. 19 | H22. 11. 19 | 封書にすることなく入札書を提出することができることとし、入札事務の簡素化を図るためのもの。  | 特に該当なし。                             | —                                 | 契約監理課 |
| 20  | 【改正】<br>高松市市税条例施行規則の一部を改正する規則           | H22. 2. 15  | H22. 4. 1   | 高松市市税条例施行規則の改正に伴うもの。   | 身体障害者福祉法施行規則の改正に伴う義務的な改正であるため、該当なし。 | —                                 | 納税課   |
| 21  | 【改正】<br>高松市市税条例施行規則の一部を改正する規則           | H22. 3. 31  | H22. 4. 1   | 高松市市税条例施行規則の改正のためのもの。  | 様式のための修正であるため、特に該当なし。               | —                                 | 納税課   |
| 22  | 【改正】<br>高松市市税条例施行規則の一部を改正する規則           | H22. 9. 28  | H22. 10. 1  | 高松市市税条例施行規則の改正のためのもの。  | 様式のための修正であるため、特に該当なし。               | —                                 | 納税課   |
| 23  | 【改正】<br>高松市市税条例施行規則の一部を改正する規則           | H22. 12. 17 | H23. 1. 1   | 高松市市税条例施行規則の改正のためのもの。  | 様式のための修正であるため、特に該当なし。               | —                                 | 納税課   |
| 24  | 【改正】<br>高松市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | H22. 3. 31  | H22. 3. 31  | 租税特別措置法の一部改正に伴うもの。   | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。       | —                                 | 総務課   |
| 25  | 【改正】<br>高松市表彰規則の一部を改正する規則               | H22. 9. 10  | H22. 9. 10  | 表彰対象者に係る欠格条項等を定める等に伴うもの。   | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。       | —                                 | 総務課   |
| 26  | 【改正】<br>高松市の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則    | H22. 3. 31  | H22. 4. 1   | 組織機構の再編に伴うもの。  | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。       | —                                 | 公平委員会 |

| No. | 条例等の名称  | 公布日        | 施行日        | 条例等の概要   | 自治基本条例と整合を図った箇所等              | 条例等の制定改廃に当たっての<br>市民参画の方法・実施時期・回数 | 担当課              |
|-----|---|------------|------------|--|-------------------------------|-----------------------------------|------------------|
| 27  | 【改正】<br>高松市の管理職員等の<br>範囲を定める規則<br>の一部を改正する規則            | H22. 9. 30 | H22. 10. 1 | 高松市民病院香川分院を診療所に移行するためのもの。                            | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 公平委員会            |
| 28  | 【改正】<br>職員の給与に関する<br>条例施行規則の一部<br>を改正する規則の一部<br>を改正する規則 | H22. 2. 25 | H22. 4. 1  | 国家公務員に準じた給与構造改革の実施に伴い、地域手当制度の4年目における支給割合の特例を定めるもの。   | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課              |
| 29  | 【改正】<br>高松市職員退職手当<br>支給条例施行規則の<br>一部を改正する規則             | H22. 3. 26 | H22. 3. 26 | 高松市職員退職手当支給条例の一部改正に伴うもの。                             | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課              |
| 30  | 【改正】<br>高松市職員の勤務時間、<br>休暇等に関する<br>条例施行規則の一部<br>を改正する規則  | H22. 3. 31 | H22. 4. 1  | 高松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、時間外勤務代休時間の指定について規定するもの。 | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課              |
| 31  | 【改正】<br>職員の給与に関する<br>条例施行規則の一部<br>を改正する規則               | H22. 3. 31 | H22. 4. 1  | 職員の給与に関する条例の一部改正等に伴うもの。                              | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課              |
| 32  | 【改正】<br>初任給、昇格、昇給<br>等の基準に関する規則<br>の一部を改正する<br>規則       | H22. 3. 31 | H22. 4. 1  | 保健師助産師看護師法の改正に伴うもの。                                  | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課              |
| 33  | 【改正】<br>高松市職員旅費支給<br>条例施行規則の一部<br>を改正する規則               | H22. 3. 31 | H22. 4. 1  | 日額旅費の支給要件の見直しに伴うもの。                                  | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課              |
| 34  | 【改正】<br>高松市事務分掌規則<br>の一部改正                              | H22. 3. 31 | H22. 4. 1  | 組織機構の見直し等に伴うもの。                                      | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課<br>(行政改革推進室) |
| 35  | 【改正】<br>高松市公印規則の一部<br>改正                                | H22. 3. 31 | H22. 4. 1  | 組織機構の見直し等に伴うもの。                                      | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課<br>(行政改革推進室) |



| No. | 条例等の名称                                  | 公布日        | 施行日        | 条例等の概要                        | 自治基本条例と整合を図った箇所等              | 条例等の制定改廃に当たっての<br>市民参画の方法・実施時期・回数 | 担当課              |
|-----|---|------------|------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|------------------|
| 36  | 【改正】<br>高松市職員職名規則の一部改正                  | H22. 3. 31 | H22. 4. 1  | 組織機構の見直し等に伴うもの。               | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課<br>(行政改革推進室) |
| 37  | 【改正】<br>高松市職員安全衛生管理規則の一部改正              | H22. 3. 31 | H22. 4. 1  | 組織機構の見直し等に伴うもの。               | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課<br>(行政改革推進室) |
| 38  | 【改正】<br>高松市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正    | H22. 3. 31 | H22. 4. 1  | 組織機構の見直し等に伴うもの。               | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課<br>(行政改革推進室) |
| 39  | 【改正】<br>高松市会計規則の一部改正                    | H22. 3. 31 | H22. 4. 1  | 組織機構の見直し等に伴うもの。               | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課<br>(行政改革推進室) |
| 40  | 【改正】<br>高松市出納員規則の一部改正                   | H22. 3. 31 | H22. 4. 1  | 組織機構の見直し等に伴うもの。               | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課<br>(行政改革推進室) |
| 41  | 【改正】<br>高松市職員の期末手当および勤勉手当支給規則の一部を改正する規則 | H22. 5. 26 | H22. 5. 26 | 時間外勤務代休時間の新設に伴うもの。            | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課              |
| 42  | 【改正】<br>高松市職員表彰規則の一部改正                  | H22. 6. 29 | H22. 6. 30 | 高松市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正に伴うもの。 | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課              |
| 43  | 【改正】<br>高松市職員職名規則の一部改正                  | H22. 6. 29 | H22. 6. 30 | 高松市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正に伴うもの。 | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課              |
| 44  | 【改正】<br>高松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正   | H22. 6. 29 | H22. 6. 30 | 高松市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正に伴うもの。 | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課              |

| No. | 条例等の名称                                       | 公布日        | 施行日        | 条例等の概要                        | 自治基本条例と整合を図った箇所等              | 条例等の制定改廃に当たっての<br>市民参画の方法・実施時期・回数 | 担当課 |
|-----|--|------------|------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|-----|
| 45  | 【改正】<br>高松市職員の育児休業等に関する規則の一部改正               | H22. 6. 29 | H22. 6. 30 | 高松市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正に伴うもの。 | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課 |
| 46  | 【改正】<br>職員の給与に関する条例施行規則の一部改正                 | H22. 6. 29 | H22. 6. 30 | 高松市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正に伴うもの。 | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課 |
| 47  | 【改正】<br>平成19年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の | H22. 6. 29 | H22. 6. 30 | 高松市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正に伴うもの。 | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課 |
| 48  | 【改正】<br>高松市初任給調整手当支給規則の一部改正                  | H22. 6. 29 | H22. 6. 30 | 高松市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正に伴うもの。 | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課 |
| 49  | 【改正】<br>高松市通勤手当支給規則の一部改正                     | H22. 6. 29 | H22. 6. 30 | 高松市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正に伴うもの。 | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課 |
| 50  | 【改正】<br>高松市職員の期末手当および勤勉手当支給規則の一部改正           | H22. 6. 29 | H22. 6. 30 | 高松市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正に伴うもの。 | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課 |
| 51  | 【改正】<br>高松市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正               | H22. 6. 29 | H22. 6. 30 | 高松市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正に伴うもの。 | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課 |
| 52  | 【改正】<br>高松市消防職員職名階級規則の一部改正                   | H22. 6. 29 | H22. 6. 30 | 高松市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正に伴うもの。 | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課 |
| 53  | 【改正】<br>高松市事務分掌規則の一部改正                       | H22. 9. 30 | H22. 10. 1 | 高松市民病院香川分院の診療所への移行に伴うもの。      | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課 |

| No. | 条例等の名称  | 公布日         | 施行日         | 条例等の概要   | 自治基本条例と整合を図った箇所等              | 条例等の制定改廃に当たっての<br>市民参画の方法・実施時期・回数 | 担当課               |
|-----|---|-------------|-------------|--|-------------------------------|-----------------------------------|-------------------|
| 54  | 【改正】<br>高松市職員安全衛生<br>管理規則の一部改正  | H22. 9. 30  | H22. 10. 1  | 高松市民病院香川分院の診療所への移行に伴うもの。                       | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課               |
| 55  | 【改正】<br>職員の給与に関する<br>条例施行規則の一部<br>改正  | H22. 9. 30  | H22. 10. 1  | 高松市民病院香川分院の診療所への移行に伴うもの。                       | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課               |
| 56  | 【改正】<br>高松市初任給調整手<br>当支給規則の一部改<br>正   | H22. 9. 30  | H22. 10. 1  | 高松市民病院香川分院の診療所への移行に伴うもの。                       | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課               |
| 57  | 【改正】<br>平成19年改正条例<br>附則第7項から第9<br>項までの規定による<br>給料に関する規則お<br>よび職員の給与に関<br>する条例施行規則の<br>一部を改正する規則<br>の一部を改正する規<br>則 | H22. 12. 1  | H22. 12. 1  | 職員の給与に関する条例の一部改正に伴うもの。                         | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課               |
| 58  | 【改正】<br>職員の給与に関する<br>条例施行規則の一部<br>を改正する規則の一<br>部改正  | H22. 12. 1  | H22. 12. 1  | 職員の給与に関する条例の一部改正に伴うもの。                         | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課               |
| 59  | 【改正】<br>外国の地方公共団体<br>の機関等に派遣され<br>る職員の処遇等に関<br>する規則の一部を改<br>正する規則   | H22. 12. 21 | H22. 12. 21 | 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴うもの。     | 左記事由による関係条文の整備であることから、特に該当なし。 | —                                 | 人事課               |
| 60  | 【改正】<br>高松市国民健康保険<br>条例施行規則の一部<br>を改正する規則   | H22. 3. 31  | H22. 4. 1   | 高松市国民健康保険条例の一部改正に伴う届出書様式の追加に伴うもの。              | 様式の追加であるため、特に該当なし。            | —                                 | 国保・高<br>齢者医療<br>課 |
| 61  | 【改正】<br>高松市保育所条例施<br>行規則の一部を改正<br>する規則  | H22. 2. 15  | H22. 4. 1   | 市立保育所の定員を変更するため、ならびに高松市花ノ宮保育所および十河保育所の廃止に伴うもの。 | 字句のみの修正であるため、特に該当なし。          | —                                 | 保育課               |

| No. | 条例等の名称   | 公布日         | 施行日        | 条例等の概要  | 自治基本条例と整合を図った箇所等                          | 条例等の制定改廃に当たっての<br>市民参画の方法・実施時期・回数 | 担当課          |
|-----|--|-------------|------------|---|---|-----------------------------------|--------------|
| 62  | 【改正】<br>高松市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則                | H22. 3. 31  | H22. 3. 31 | 保育所に年度途中で入所する場合の児童の年齢の定義を変更すること等に伴うもの。                            | 字句のみの修正であるため、特に該当なし。                      | —                                 | 保育課          |
| 63  | 【改正】<br>高松市社会福祉法人助成条例施行規則の一部を改正する規則            | H22. 3. 31  | H22. 3. 31 | 香川県子育て支援対策臨時特例基金事業費補助金交付要綱の施行に伴うもの。                               | 字句のみの修正であるため、特に該当なし。                      | —                                 | 保育課          |
| 64  | 【改正】<br>高松市はらこどもセンター条例施行規則の一部を改正する規則           | H22. 10. 27 | H23. 4. 1  | 高松市はらこどもセンター条例の一部改正に伴うもの。   | 字句のみの修正であるため、特に該当なし。                      | —                                 | 保育課<br>学校教育課 |
| 65  | 【改正】<br>高松市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | H22. 8. 24  | H22. 10. 1 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正に伴い、様式等を修正するもの。                     | 省令の一部改正に伴い、様式等の修正を行うための一部改正であるため、特に該当なし。  | —                                 | 生活衛生課        |
| 66  | 【改正】<br>高松市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則                | H22. 11. 19 | H23. 4. 1  | 狂犬病予防法施行規則の一部改正に伴い、犬の登録に係る鑑札および狂犬病の予防注射に係る注射済票の様式を定めるもの。          | 省令の一部改正に伴い、鑑札等の様式を定めるための一部改正であるため、特に該当なし。 | —                                 | 生活衛生課        |
| 67  | 【改正】<br>高松市病院事業の設置等に関する条例施行規則                  | H22. 4. 26  | H22. 5. 1  | 妊婦健康診査料を改定したもの。   | 公費負担額の変更に合わせて、金額を変更するものであり、特に該当なし。        | —                                 | 市民病院事務局      |
| 68  | 【改正】<br>高松市病院事業の設置等に関する条例施行規則                  | H22. 9. 30  | H22. 10. 1 | 高松市民病院香川分院を無床の診療所に移行することに伴い、名称を「高松市民病院附属香川診療所」に改めるなど、所要の改正を行ったもの。 | 香川分院の無床診療所への移行に伴う、施設の名称等の改正であるため、特に該当なし。  | —                                 | 市民病院事務局      |
| 69  | 【改正】<br>高松市病院事業の財務に関する特例を定める規則                 | H22. 9. 30  | H22. 10. 1 | 高松市民病院香川分院を無床の診療所に移行することに伴い、名称を「高松市民病院附属香川診療所」に改めるなど、所要の改正を行ったもの。 | 香川分院の無床診療所への移行に伴う、施設の名称等の改正であるため、特に該当なし。  | —                                 | 市民病院事務局      |

| No. | 条例等の名称                                 | 公布日                      | 施行日         | 条例等の概要  | 自治基本条例と整合を図った箇所等                            | 条例等の制定改廃に当たっての<br>市民参画の方法・実施時期・回数 | 担当課              |
|-----|--|--------------------------|-------------|---|---|-----------------------------------|------------------|
| 70  | 【改正】<br>高松市病院事業の財務に関する特例を定める規則         | H22. 2. 15<br>H22. 3. 31 | H22. 4. 1   | 平成22年度から新病院の建設に着手することから、新病院の建設に要する費用の経理を明確にするため、勘定科目を新設するもの。<br>組織の見直しに伴い、高松市国民健康保険塩江病院を高松市民病院塩江分院に、高松市国民健康保険香川病院を高松市民病院香川分院に改めたもの。 | 組織見直しに伴う、施設の名称の改正であるため、特に該当なし。              | —                                 | 経営管理課（新病院整備課）    |
| 71  | 【改正】<br>高松市病院事業の設置等に関する条例施行規則          | H22. 3. 31               | H22. 4. 1   | 組織の見直しに伴い、高松市国民健康保険塩江病院を高松市民病院塩江分院に、高松市国民健康保険香川病院を高松市民病院香川分院に改めたもの。<br>介護保険法の一部改正に伴う引用条文の整備。  | 組織見直しに伴う、施設の名称の改正、および法律改正に伴う改正であるため、特に該当なし。 | —                                 | 経営管理課（新病院整備課）    |
| 72  | 【改正】<br>高松市塩江湯愛の郷センター条例施行規則の一部を改正する規則  | H22. 2. 15               | H22. 4. 1   | 浴場施設の使用時間（午前10時から午後10時まで→午前9時から午後10時まで）の改正のためのもの。   | 浴場施設の使用時間のみの修正であるため、特に該当なし。                 | —                                 | 観光振興課            |
| 73  | 【改正】<br>高松市美しいまちづくり条例の一部の施行期日を定める規則    | H22. 3. 23               | H22. 3. 23  | 高松市美しいまちづくり条例附則第1項ただし書に規定する日を定めるもの。   | 規定日を定めたのみであるため、特に該当なし。                      | —                                 | 都市計画課            |
| 74  | 【改正】<br>高松広域都市計画事業太田第2土地区画整理事業施行条例施行規則 | H22. 11. 19              | H22. 11. 19 | 高松広域都市計画事業太田第2土地区画整理清算金の滞納処分に従事する職員の証票を見直すことに伴うもの。  | 職員の証票を見直しを行うための一部改正であるため、特に該当なし。            | —                                 | 都市計画課<br>土地区画整理室 |
| 75  | 【改正】<br>建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則         | H22. 2. 15               | H22. 4. 1   | 閲覧申請様式の改正に伴うもの。   | 建築基準法施行規則の改正に伴う申請様式の修正であるため、特に該当なし。         | —                                 | 建築指導課            |
| 76  | 【改正】<br>高松市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則        | H22. 6. 28               | H22. 10. 2  | 高松市都市公園条例の改正に伴うもの。  | 施設の使用時間等の設定と申請書様式の整備であるため、特に該当なし。           | —                                 | 公園緑地課            |
| 77  | 【改正】<br>高松市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 | H22. 9. 15               | H22. 9. 15  | 高松市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定めるためのもの。  | 条例の施行期日を定めるものであるため、特に該当なし。                  | —                                 | 公園緑地課            |

| No. | 条例等の名称  | 公布日         | 施行日         | 条例等の概要  | 自治基本条例と整合を図った箇所等                                 | 条例等の制定改廃に当たっての<br>市民参画の方法・実施時期・回数 | 担当課          |
|-----|---|-------------|-------------|---|--|-----------------------------------|--------------|
| 78  | 【改正】<br>高松市都市公園条例<br>施行規則の一部を改正<br>する規則                 | H22. 12. 21 | H23. 4. 1   | 高松市都市公園条例の改正および仏生山公園集会室<br>棟、御山公園プレイセンターの休業日の見直しのための<br>もの。             | 施設の使用時間、休業日の設定、見<br>直しと申請書様式の整備であるため、<br>特に該当なし。 | —                                 | 公園緑地<br>課    |
| 79  | 【改正】<br>高松市市営住宅条例<br>施行規則の一部を改正<br>する規則                 | H22. 11. 15 | H22. 11. 15 | 市営住宅(水田団地)使用料算定に用いる利便性係数の<br>見直し、および東山第2団地の供用開始に伴う建築年<br>度・構造の変更のためのもの。 | 利便性係数、建築年度・構造のみの<br>修正であるため、特に該当なし。              | —                                 | 住宅課          |
| 80  | 【改正】<br>高松市消防団規則の<br>一部を改正する規則                          | H22. 2. 15  | H22. 4. 1   | 副団長等の定員見直しに伴うもの。  | 字句のみの修正であるため、特に該<br>当なし。                         | —                                 | 消防局総<br>務課   |
| 81  | 【改正】<br>高松市消防局の組織<br>等に関する規則の一部<br>を改正する規則              | H22. 3. 31  | H22. 4. 1   | 高松市民防災センターの新設に伴い、事務分掌を置く<br>ことに伴うもの。                                    | 字句のみの修正であるため、特に該<br>当なし。                         | —                                 | 消防局総<br>務課   |
| 82  | 【改正】<br>高松市会計規則の一部<br>を改正する規則                           | H22. 3. 31  | H22. 4. 1   | 高松市民防災センターの新設に伴い、使用料について<br>改正するもの。                                     | 字句のみの修正であるため、特に該<br>当なし。                         | —                                 | 消防局総<br>務課   |
| 83  | 【改正】<br>高松市消防団員等に<br>係る損害補償の支給<br>等に関する規則の一部<br>を改正する規則 | H22. 3. 31  | H22. 4. 1   | 非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令<br>の一部改正に伴い、所要の規定整備のためのもの。                     | 字句のみの修正であるため、特に該<br>当なし。                         | —                                 | 消防局総<br>務課   |
| 84  | 【改正】<br>高松市消防団規則の<br>一部を改正する規則                          | H22. 8. 24  | H22. 9. 1   | 団員の定員を見直すためのもの。   | 字句のみの修正であるため、特に該<br>当なし。                         | —                                 | 消防局総<br>務課   |
| 85  | 【改正】<br>高松市消防局の組織<br>等に関する規則の一部<br>を改正する規則              | H22. 12. 21 | H23. 1. 1   | 救急艇の導入に伴い、組織を一部改正することに伴う<br>もの。   | 字句のみの修正であるため、特に該<br>当なし。                         | —                                 | 消防局消<br>防防災課 |
| 86  | 【改正】<br>高松市立学校職員の<br>服務に関する規則の一<br>部を改正する規則             | H22. 2. 24  | H22. 4. 1   | 学校職員の服務関係手続の見直しにより私事旅行届を<br>廃止するため、改正することを決定したものの。                      | 特に該当なし。  | —                                 | 学校教育<br>課    |

| No. | 条例等の名称                                      | 公布日         | 施行日        | 条例等の概要  | 自治基本条例と整合を図った箇所等  | 条例等の制定改廃に当たっての<br>市民参画の方法・実施時期・回数 | 担当課             |
|-----|---|-------------|------------|---|---|-----------------------------------|-----------------|
| 87  | 【改正】<br>高松市立学校職員の給与その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則 | H22. 2. 24  | H22. 4. 1  | 香川県立学校職員の勤務時間の見直しに伴い、高松市立学校職員の給与その他の勤務条件に関し準用する香川県条例等の読替規定を整備するため、改正することを決定したものの。                                       | 特に該当なし。   | —                                 | 学校教育課           |
| 88  | 【改正】<br>高松市立学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則        | H22. 6. 29  | H22. 6. 30 | 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号、以下「法律」という。）第2条第1項ただし書きの規定により定める育児休業をすることができる特別の事情等について、国家公務員との均衡等を考慮し、所要の改正を行うことを決定したものの。 | 特に該当なし。   | —                                 | 学校教育課           |
| 89  | 【改正】<br>高松市立幼稚園規則の一部を改正する規則                 | H22. 10. 27 | H23. 4. 1  | 高松市学校条例の一部改正に伴い、新設する高松市立塩江幼稚園の定員を定めることを決定したものの。   | 特に該当なし。   | —                                 | 学校教育課           |
| 90  | 【改正】<br>高松市はらこどもセンター条例施行規則の一部を改正する規則        | H22. 10. 27 | H23. 4. 1  | 高松市はらこどもセンター条例の一部改正に伴い、「高松市こども園条例施行規則」への題名改正および「高松市こども園」への名称変更等の規定整備することを決定したものの。                                       | 特に該当なし。   | —                                 | 学校教育課           |
| 91  | 【改正】<br>高松市学校給食調理場条例施行規則の一部を改正する規則          | H22. 3. 26  | H22. 4. 1  | 高松市学校給食共同調理場条例の一部改正に伴い、および高松市朝日新町学校給食センターの給食対象校を変更するもの。   | 特に該当なし。   | —                                 | 保健体育課           |
| 92  | 【改正】<br>高松市歴史資料館条例施行規則等の一部を改正する規則           | H22. 3. 26  | H22. 4. 1  | 高松市歴史資料館、石の民俗資料館、香南歴史民俗郷土館、讃岐国分寺跡資料館、菊池寛記念館の観覧料と展示区分を改正するもの。  | 観覧区分のみの修正であるため、特に該当なし。  | —                                 | 文化財課<br>(歴史資料館) |
| 93  | 【改正】<br>高松市図書館条例施行規則の一部を改正する規則              | H22. 4. 1   | H22. 4. 1  | (1)瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の締結に伴い、直島町に住所を有するものを館外利用の対象に加えるもの。<br>(2)大野および香南コミュニティセンターの設置に伴い、中央図書館分室の所在を変更するもの。             | (1)定住自立圏の形成に関する協定に係るものであり、本市行政区域外であるため、該当なし。<br>(2)本市施設を公民館からコミュニティセンターに変更するものであるため、特に該当なし。 | —                                 | 中央図書館           |
| 94  | 【改正】<br>高松市教育研究所条例施行規則の一部を改正する規則            | H22. 3. 31  | H22. 4. 1  | 組織機構の見直しに伴うもの。  | 係の新設とそれに伴う係名、職名の修正であるため、特に該当なし。   | —                                 | 教育研究所           |

| No. | 条例等の名称                                       | 公布日         | 施行日        | 条例等の概要   | 自治基本条例と整合を図った箇所等 | 条例等の制定改廃に当たっての<br>市民参画の方法・実施時期・回数   | 担当課       |
|-----|--|-------------|------------|--|------------------|---|-----------|
| 95  | 【廃止】<br>高松市用品調達基金<br>条例施行規則を廃止<br>する規則       | H22. 3. 26  | H22. 3. 31 | 高松市用品調達基金条例を廃止に伴い廃止するもの。                         | 特に該当なし。          | —   | 契約監理<br>課 |
| 96  | 【廃止】<br>高松市総合老人ホーム<br>ひぐらし荘条例施行<br>規則を廃止する規則 | H21. 12. 21 | H22. 4. 1  | 高松市総合老人ホームひぐらし荘を廃止し、その施設<br>を社会福祉法人に譲渡することに伴うもの。 | 特に該当なし。          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・香川地区地域審議会へ民営化<br/>方針を報告<br/>平成21年2月19日</li> <li>・移管先法人選考委員に地域代<br/>表として香川地区地域審議会会<br/>長を委任<br/>平成21年5月～9月（計3回）</li> </ul> | 長寿福祉<br>課 |



# 計画等策定変更状況

## 【計画等策定変更状況】

| No. | 計画等の名称                 | 策定・変更日     | 計画等の概要  | 自治基本条例と整合を図った箇所等   | 計画等の策定・変更にあたっての市民参画の方法・実施時期・回数  | 担当課     |
|-----|------------------------|------------|---|--|---|---------|
| 1   | 【策定】<br>高松市過疎地域自立促進計画  | 平成22年12月   | 過疎地域である塩江町地区の豊かな地域資源の保全と活用により、観光の振興や基幹産業である農林業の育成を図るとともに、安全・安心な地域環境を築き、教育・保健・医療・福祉等の充実した、心身ともに健康に暮らせるまちづくりを推進するためのもの。 | 計画中「地域の自立促進の基本的方向」において、過疎地域では、「多様な協力関係の構築や参画と協働による、活力あるまちづくりを進めること」としている。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント<br/>平成22年10月8日～10月21日 4件</li> <li>地域審議会勉強会において説明<br/>平成22年10月7日開催</li> </ul>   | 企画課     |
| 2   | 【策定】<br>高松市総合都市交通計画    | 平成22年11月   | 少子・超高齢社会、環境問題、社会情勢の変化に対応するため策定した、人と環境にやさしく、快適で利用しやすい公共交通体系の構築を目指す、新たな交通計画マスタープラン。                                     | 計画内に、計画の推進体制として、市民・事業者・行政の協働が不可欠であること、また、それぞれの役割を規定している。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント<br/>平成22年9月20日～11月10日 38件</li> <li>市民と市長の意見交換会において説明<br/>平成22年10月20日～11月8日<br/>計7回開催</li> </ul>  | 交通政策課   |
| 3   | 【策定】<br>屋島陸上競技場再整備基本計画 | 平成22年2月23日 | 平成21年3月に策定した屋島陸上競技場再整備基本構想に基づき作成した基本計画案について、地元住民説明会や利用関係団体への説明会、パブリック・コメントの開催などにより聴取した意見を踏まえ、同計画案を一部修正して策定した基本計画。     | 計画の第VI章「管理運営計画」中、「(3)市民との協働の促進」の項において、「地域の人々が親しみを持てる新陸上競技場とするために、施設の運営に積極的に参画する機会を提供するなど、地域の人々、競技団体、民間企業などとの協働を促進し、利用するばかりでなく、共に創り上げる施設を目指すものとする。」としている。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント<br/>平成21年8月24日～9月24日 11件</li> <li>地元説明会<br/>平成21年9月2日～9月5日 54名参加</li> </ul>  | スポーツ振興課 |
| 4   | 【策定】<br>高松市スポーツ振興基本計画  | 平成22年3月    | 平成22年度から平成27年度までの6年間の本市のスポーツ振興施策を総合的・計画的に推進するための基本計画。   | 計画の策定趣旨で「今後のスポーツ振興は、行政主導型ではなく、行政と市民が協働してスポーツを振興するという新たな仕組みづくり」としている。<br>基本施策のひとつに「市民提案型スポーツイベントの実施」の項目を挙げている。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>高松市スポーツ振興基本計画(仮称)素案検討ワークショップ<br/>平成21年7月21日～10月9日</li> <li>パブリックコメント<br/>平成22年2月8日～2月24日 4件</li> <li>高松市スポーツ振興審議会<br/>平成22年2月9日～2月22日</li> <li>高松市教育委員会定例会<br/>平成22年2月24日</li> </ul> | スポーツ振興課 |
| 5   | 【策定】<br>緊急事態対処計画       | 平成22年3月    | 高松市危機管理指針に基づき、自然災害等および武力攻撃事態等を除いた危機に適切に対応し、市民の生命、身体および財産の安全を確保するためのもの。  | 本計画は、市民の生命、身体および財産に直接的かつ重大な被害を及ぼす事件、事故や市民生活に重大な被害を及ぼす事件、事故等の対処計画であり、平常時には、市民と連携した訓練・研修を行い、緊急事態等発生時には、災害時要援護者に対する自治会など地域の連携を図るものとしている。                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント<br/>平成22年2月18日～3月10日 0件</li> <li>総務消防常任委員会(所管事務調査)<br/>平成22年2月5日開催</li> </ul>  | 危機管理課   |
| 6   | 【策定】<br>危機管理指針         | 平成22年3月    | 高松市における危機管理に関する基本的事項を定めることにより、本市および関係機関等そして市民が相互に連携協力を図り、総合的かつ計画的な危機管理体制の整備を推進し、もって市民の生命、身体および財産の安全を確保するためのもの。        | 危機管理指針中、「総則第3 責務等 市民の協力」において、市民は、平常時から危機対策の訓練や研修等に参加し、危機発生時には、地域において相互に連携して危機に対処するなど自助・共助に努めるもの」としている。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント<br/>平成22年2月18日～3月10日 0件</li> <li>総務消防常任委員会(所管事務調査)<br/>平成22年2月5日開催</li> </ul>  | 危機管理課   |

| No. | 計画等の名称                                  | 策定・変更日   | 計画等の概要  | 自治基本条例と整合を図った箇所等   | 計画等の策定・変更にあたっての市民参画の方法・実施時期・回数   | 担当課         |
|-----|---|----------|---|--|--|-------------|
| 7   | 【策定】<br>高松市地域福祉計画                       | 平成22年3月  | 年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が、住み慣れた地域で、安心して生活を送ることができる地域社会を実現するためのもの。  | 地域コミュニティ協議会を中心とした、住民主体による共助のまちづくりを推進する「共に生き、支え合う地域づくり」や行政と福祉関係団体が連携・協働して利用者が安心してサービスを利用できる「利用者主体のサービス体制と福祉を支える基盤づくり」などを重要課題に設定している。                  | ・市民意識調査、NPO法人社会福祉施設アンケート実施<br>平成21年4月24日～5月15日<br>・パブリックコメント<br>平成21年12月1日～12月25日 18件<br>・高松市社会福祉審議会（3回実施）<br>平成21年10月29日、11月27日<br>平成22年1月22日   | 健康福祉<br>総務課 |
| 8   | 【策定】<br>次世代育成支援対策行動計画「高松市子ども未来計画（後期計画）」 | 平成22年3月  | 子どもを持つことや、子育てに夢や希望を持つことができる支援社会を目指し、効果的な施策・事業を進めるための指針として策定した計画。すべての子どもたちが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら夢と希望を持ち、責任感のある社会人に成長していくことができる「次代の高松を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」を目指すもの。                         | 計画中「計画の推進」において、計画の効果的かつ円滑に推進するためには、家庭を取り巻く環境、行政がそれぞれ適切な役割分担のもと、子どもの健全育成に、一体となって総合的に取り組むことが重要とし、「市民参画の推進」、「市民活動団体・民間企業との連携・協働」などに留意し、計画の推進を図ることとしている。 | ・次世代育成支援に関するアンケート調査 平成20年12月15日～平成21年1月9日<br>・高松市次世代育成支援対策後期行動計画策定懇談会<br>委員の公募（2名）<br>平成21年3月25日～4月8日<br>懇談会の開催（3回開催）<br>平成21年7月29日、11月2日<br>平成22年2月1日<br>・パブリックコメント<br>平成21年12月1日～12月25日 25件                          | 子ども未来課      |
| 9   | 【策定】<br>高松市新病院基本計画                      | 平成22年3月  | 平成21年3月に、高松市民病院と香川病院を移転統合した高松市新病院を整備し、塩江病院を、その附属医療施設とすることを基本方針とした高松市新病院基本構想を策定した。<br>新病院基本計画は、基本構想の具体化を図るため、医療機能や病床規模を始め、入院、外来など各部門の業務内容や情報システムの導入範囲、設計の条件等について詳しく検討、整理し、新病院整備を推進するためのもの。 | 計画中、高松市新病院および附属医療施設において、「患者本位の病院づくり」「地域に開かれた病院づくり」「多様な患者ニーズに対応した病院づくり」などの特徴のある病院づくりを図ることとしている。   | ・パブリックコメント<br>平成22年1月25日～2月12日 16件<br>・塩江地区地域審議会への説明<br>平成21年11月26日、平成22年1月28日開催<br>・香川地区地域審議会勉強会への説明<br>平成21年11月16日、平成22年1月27日開催<br>・仏生山地区コミュニティ協議会への説明<br>平成22年2月17日<br>・高松市医師会との意見交換会の実施<br>平成21年11月17日、平成22年2月4日開催 | 新病院整備課      |
| 10  | 【策定】<br>高松市家畜法定伝染病防疫マニュアル（口蹄疫編）         | 平成22年12月 | 市内・県内および近隣県で口蹄疫が発生した場合、まん延防止等の対策を迅速かつ適切に実施するため、県および関係機関等と連携し、本市の管理体制や対応措置を定めるもの。  | 本マニュアルをホームページに掲載し、市民に情報公開している。   | 本マニュアルは、関係法令や香川県口蹄疫防疫マニュアルに基づくものであり、実際、防疫に関わる県および関係部局との調整が重要なため、関係者内で協議をして策定。  | 農林水産課       |
| 11  | 【策定】<br>高松市中央卸売市場の活性化に関するマスタープラン        | 平成22年12月 | 流通ルートの多様化に伴い、市場取扱高の減少や施設の老朽化など本卸売市場を取り巻く環境は厳しさを増していることから、環境の変化に対応しつつ、期待される期間にわたり、新鮮食料品等の流通拠点として、その機能を十分に発揮し活力ある市場となるよう、今後の市場経営の方向性や施設整備の方針を示すもの。  | プラン中「市場の活性化の方向性」のうち「開かれた市場づくりの推進」において、「本市場の特性を生かしながら、市民参加を図りつつ、関係者が一体となって高松らしい市場のあり方を検討する」こととしている。   | ・高松市中央卸売市場開設運営協議会<br>平成22年7～11月 4回開催<br>・パブリックコメント<br>平成22年11月12日～25日 6件   | 中央卸売市場業務課   |

| No. | 計画等の名称                  | 策定・変更日         | 計画等の概要  | 自治基本条例と整合を図った箇所等  | 計画等の策定・変更にあたっての市民参画の方法・実施時期・回数  | 担当課     |
|-----|-------------------------|----------------|---|---|---|---------|
| 12  | 都市計画制度の見直し              | 平成22年12月       | 平成20年12月に策定された、都市計画マスタープランに基づき、コンパクト・エコシティの実現に向け、拠点地域への用途地域の指定、郊外部の土地利用規制、宅地開発許可基準の見直しからなる都市計画制度の見直し案を取りまとめた。   | 人口減少、超高齢社会を見据えた、コンパクト・エコシティの実現には、その都市像を市民と共有し、まちづくりを進めていくことが必要なことから、制度の見直しと併せて、市民への周知・啓発に努めた。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント<br/>平成22年10月18日～11月10日 13件</li> <li>都市計画制度見直し案説明会<br/>平成22年10月19日 47人参加</li> <li>市民と市長の意見交換会において説明<br/>平成22年10月20日～11月8日<br/>7回開催336人参加</li> </ul>                 | 都市計画課   |
| 13  | 【変更】<br>高松市中心市街地活性化基本計画 | 平成22年3月23日（変更） | 高松丸亀町商店街再開発事業を中心市街地活性化の中核として、3つの基本方針を定め、達成状況を的確に把握するために、それぞれの数値目標を設け、フォローアップを通して達成状況の進行管理を図り、中心市街地を活性化するためのもの。  | 掲載事業内容に関する変更のため、内容は特に該当なし。<br>計画の進捗による数値目標の推移を把握するため、中央商店街通行量調査や店舗立地動向等調査を、高松商工会議所と共同で実施するなどしている。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地活性化協議会<br/>平成22年2月 1回開催</li> </ul>  | まちなか再生課 |
| 14  | 【策定】<br>第2次高松市緑の基本計画    | 平成22年9月        | 都市緑地法に基づき策定するもので、本市の緑に関する将来の望ましい姿を定め、それを実現する緑の保全、公園の整備、公共施設や民有地の緑化、緑化意識の普及啓発などを含めた施策の方針を明らかにし、緑豊かなまちづくりを総合的・計画的に進める指針となるもの。<br>なお、当初の計画は平成13年度に策定されているが、その後、合併による市域の拡大や、第5次総合計画、新たな都市計画マスタープランの策定など、本市の緑を取巻く環境が大きく変化したことから、平成21年8月に高松市緑の基本計画検討委員会を設置し、計画の見直しを行った。 | 基本方針の一つに「みどりをみんなでふやし、育む まちづくり」を掲げ、公園愛護会、フラワーサークル高松、緑化推進団体への育成支援を行っていくこととしている。<br>また、計画推進において、市民、ボランティアやNPOなどの団体、企業、行政が互いに連携しながら緑のまちづくりを実現していくこととしている。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント<br/>平成22年6月10日～7月9日 1件</li> </ul>  | 公園緑地課   |
| 15  | 【策定】<br>高松市合流式下水道緊急改善計画 | 平成22年3月        | 本市の中心市街地で整備されている合流式下水道については、雨天時の降雨量により雨水と汚水が混合した下水の一部が、未処理で河川や海に放流されることがあるため、合流式下水道の改善対策を進めるためのもの。  | 計画の策定に当たり、連合自治会長や地元の学識経験者等の参画の推進に努めた。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地元代表者等に対する計画案の説明および意見聴取<br/>平成22年3月30日～4月14日 3回</li> </ul>   | 下水道建設課  |
| 16  | 【策定】<br>高松市教育振興基本計画     | 平成22年3月        | 「第5次高松市総合計画」の主要な政策の一つである「生きる力を育む教育の充実」の実現に向け、長期的な展望に立ち、学校教育を中心とした、本市教育の目指すべき方向と、その実現に必要な施策を、総合的・体系的に取りまとめたもの。   | 計画立案時に児童・生徒、保護者、教員、一般市民を対象としたアンケート調査を実施し、その調査結果を踏まえるとともに、学識経験者、関係各種団体代表者および一般公募の市民を含めた計画策定懇談会を開催し、協議を行いながら計画を策定した。<br>また、計画中、「計画の推進」において、「情報公開や施策の周知に努め、保護者や教育関係者はもとより、広く市民の教育行政への参加が可能となるよう推進していく」としている。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>高松市の教育に関するアンケート<br/>平成21年2月6日～2月18日<br/>(回答数4,597人)</li> <li>教育振興基本計画策定懇談会(3回開催)<br/>平成21年3月30日、11月10日<br/>平成22年2月15日</li> <li>パブリックコメント<br/>平成22年1月20日～2月19日 11件</li> </ul> | 教育部総務課  |

| No. | 計画等の名称                         | 策定・変更日  | 計画等の概要  | 自治基本条例と整合を図った箇所等  | 計画等の策定・変更にあたっての市民参画の方法・実施時期・回数                           | 担当課            |
|-----|--------------------------------|---------|---|---|--|----------------|
| 17  | 【策定】<br>学校跡地・跡施設利用実施計画         | 平成22年3月 | 新設統合校の整備により閉校となった学校跡地・跡施設を有効利用するため、平成21年3月に策定した「学校跡地・跡施設利用基本計画」をもとに、事業の実施時期や学校ごとの改修計画、施設の管理方法を定めたもの。                    | 地域住民と協議を行い、意向や要望を踏まえ、また、パブリックコメントも実施し策定した「学校跡地・跡施設利用基本計画」をもとに、それぞれの地域の現状を踏まえ、協議を行いながら実施計画を策定した。     | 各校区関係者と地域開放の方法や地域が利用する部分の改修内容等を協議（平成21年7月～11月）           | 教育部総務課新設統合校整備室 |
| 18  | 【策定】<br>高松市埋蔵文化財センター(仮称)整備基本計画 | 平成22年3月 | 平成21年3月策定の「学校跡地・跡施設利用基本計画」に基づき、四番丁小学校跡地・跡施設を埋蔵文化財センター(仮称)として整備し、文化財の調査および保存活用や情報発信を推進するためのもの。                           | 計画中「地域コミュニティ(中略)との協働を通して、地域社会への貢献、市民への情報発信を進めていく」としている。   | 「学校跡地・跡施設利用基本計画」策定時にパブリックコメント<br>平成20年12月15日～21年1月14日 9件 | 文化財課           |
| 19  | 【策定】<br>高松市教育センター(仮称)整備基本計画    | 平成22年3月 | 平成21年3月策定の「学校跡地・跡施設利用基本計画」に基づき、新塩屋町小学校跡地・跡施設を教育センター(仮称)として整備し、教育に関する調査・研究、教職員研修、教育用ネットワークシステムの一元管理および不登校対策事業を推進するためのもの。 | 計画中「地域住民の意向等も考慮しながら、新しい地域づくり、まちづくりに貢献できる施設として、有効活用を図る」としているほか、施設の一部を「地域のコミュニティ活動にも利用できる場として整備」している。 | 「学校跡地・跡施設利用基本計画」策定時にパブリックコメント<br>平成20年12月15日～21年1月14日 9件 | 教育研究所          |

自治運営状況【情報共有】

## 自治運営状況【情報共有】

| No. | 関係条文          | 事業・取組項目                             | 事業内容   | 今後の取組予定   | 21年度実績                      | 22年度見込                        | 担当課              |
|-----|---------------|-------------------------------------|--|---|-----------------------------|-------------------------------|------------------|
| 1   | 第14条<br>情報の共有 | 高松市自治基本条例の周知啓発                      | 高松市自治基本条例についてのパンフレットを作成し、市役所、コミュニティセンター等で配布するとともに、周知用のチラシを作成し、広報紙（6月1日号）とともに戸別配布するなど、周知啓発を行う。                      | パンフレット・チラシ等を活用し、市民への自治基本条例の周知啓発に努める。                                  | パンフレット：3,000部               | チラシ：148,000部<br>パンフレット：5,000部 | 企画課              |
| 2   | 〃             | 第5次高松市総合計画（基本構想、第2期まちづくり戦略計画）概要版の作成 | 第5次高松市総合計画（基本構想、第2期まちづくり戦略計画）概要版を作成し、本市のまちづくり方向性等の周知啓発を行う。（配布先：コミュニティセンター、来庁者等）                                    | 引き続き、概要版を活用し、総合計画の周知啓発に努める。   | —                           | 概要版：3,000部<br>（6月発行）          | 企画課              |
| 3   | 〃             | 「スローライフシンポジウムinたかまつ」の開催             | 地域で受け継がれてきた資源を改めて見つめ直し、一人一人がより人間らしく自然に、ゆっくと、ゆったりと、豊かな心で生きていける「スローライフのまちづくり」について、市民とともに考えるため、シンポジウムを開催する。           | スローライフの考え方に対する市民の理解を深め、そのライフスタイルの定着を図るため、スローライフの考えを生かした各種関連事業を推進していく。 | —                           | シンポジウム参加者：約200人               | 企画課              |
| 4   | 〃             | 男女共同参画社会に関する情報収集・提供                 | 男女共同参画社会の実現に向けての市民活動拠点である高松市男女共同参画センターにおいて、男女共同参画社会に関する情報収集および情報提供を行う。   | 男女共同参画社会の実現を目指し、引き続き、男女共同参画センターにおいて、男女共同参画社会に関する情報収集および情報提供を行う。       | 男女共同参画センター情報誌発行回数：年12回      | 男女共同参画センター情報誌発行回数：年12回        | 企画課<br>男女共同参画推進室 |
| 5   | 〃             | 地域のまちづくりに関する情報の発信と相談機能の充実           | 地域コミュニティセンター長会等を定期的に開催し、各地域コミュニティ協議会への情報発信等を行う。  | 開催方法、回数等について見直すなど、より効果的な取組を行う。  | 情報発信をしている地域コミュニティ協議会の数：44地区 | 情報発信をしている地域コミュニティ協議会の数：44地区   | 地域政策課            |
| 6   | 〃             | ボランティア・市民活動センターの情報の発信と相談機能の充実       | 市民活動団体の活動を支援するため、市民活動団体に関する情報や、行政・企業等の活動支援情報、また、協働に関する情報などをセンター情報誌「コラボ高松」や、ホームページ、メールマガジンなどで発信したり、団体からの相談などに応じている。 | 引き続き情報誌・ホームページなどで情報を提供し、市民活動団体の活動支援を行う。                               | 情報誌等発行回数：4回                 | 情報誌等発行回数：4回                   | 地域政策課<br>市民協働推進室 |
| 7   | 〃             | スポーツ振興に関する情報の発信と相談機能の充実             | 指定管理者として指定を受けたスポーツ施設の安全で機能的な管理と効率的で円滑な運営に努めるとともに、住民のニーズに即した自主事業の開催等により健康増進とスポーツ振興を図り、地域スポーツの拠点としてコミュニティの活性化に努めている。 | 毎月発行している事業団スポーツセンターニュースについて、誰が見ても分かりやすいものとなるよう字体や様式を検討する。             | 事業団スポーツセンターニュースの発行：12回      | 事業団スポーツセンターニュースの発行：12回        | スポーツ振興課          |

| No. | 関係条文          | 事業・取組項目                       | 事業内容   | 今後の取組予定  | 21年度実績                                  | 22年度見込                                       | 担当課              |
|-----|---------------|-------------------------------|--|--|---|--|------------------|
| 8   | 第14条<br>情報の共有 | 国際交流に関する情報の発信と在住外国人と市民との交流の推進 | 市内および近郊在住の外国人に、高松市内の国際交流に関する情報を提供するため、英語と中国語で情報紙を作成し、発行する。(配布先：コミュニティセンター、空港など)  | 国際交流について、最新の情報を周知するため、平成23年度においても発行する。   | TIAニュース発行回数：2回<br>外国人向け情報紙発行回数：3回       | TIAニュース発行回数：2回<br>外国人向け情報紙発行回数：3回            | 国際文化振興課<br>都市交流室 |
| 9   | 〃             | 平和記念室だよりの作成                   | 平和の情報を広く市民に普及・啓発するため、だよりを発行し配布する。(配布先：市内小中学校・コミュニティセンターなど)   | 引き続き、平和記念室だよりを発行する。  | 年4回発行                                   | 年4回発行  | 市民文化センター         |
| 10  | 〃             | 市政出前ふれあいトークの実施                | 市政の仕組みや、現在取り組んでいる施策、事業、今後の検討課題等について、職員が地域へ出向き、説明や意見交換等を行う。   | 市民の市政への関心を高め、参画・協働によるまちづくりを実現できるよう、引き続き実施するとともに、市民の意見、提言等については今後の施策・事業等の参考として活用する。 | 実施件数：754件<br>参加人数：20,933人               | 実施件数：760件<br>参加人数：21,000人(見込み)               | 広聴広報課            |
| 11  | 〃             | 市長まちかどトークの実施                  | 市民との「協働」によるまちづくりを推進するため、市内で活動する各種団体、グループ(市民活動団体)のもとへ、市長自らが直接出向き、率直な意見交換を行う中で、相互理解を深める。   | 市長と市民活動団体等とが、直接、意見交換する機会の確保や充実に取り組む。   | 開催回数：6回<br>参加人数：133人                    | 開催回数：12回<br>参加人数：226人(実績)                    | 広聴広報課            |
| 12  | 〃             | ホームページでの情報提供                  | 市の重要施策や制度、イベントなどの各種市政情報を掲載するとともに、各種申請書などのダウンロードサービス等を実施している。   | 今後とも、コンテンツや機能の強化に努めるとともに、より一層、市民の視点に立った、見やすく分かりやすいホームページを目指し、その充実に取り組む。            | もっと高松総アクセス数：約1,290万件                    | もっと高松総アクセス数：約1,340万件(見込み)                    | 広聴広報課            |
| 13  | 〃             | 広報たかまつの発行                     | 市政の重要施策や制度のほか、イベントや募集記事など市民生活に役立つ情報を掲載している。<br>また、イベントに参加した市民の表情などを表紙やニュース等で紹介することで、市民参加型の広報紙としている。  | 今後とも、より一層、市民の視点に立った、見やすく分かりやすい広報紙を目指し、その充実に取り組む。                                   | 月2回(年24回)発行<br>発行部数：平均148,250部          | 月2回(年24回)発行<br>発行部数：平均147,450部(見込み)          | 広聴広報課            |
| 14  | 〃             | ケーブルテレビの放映                    | ケーブルテレビの2つの自主チャンネルで、市の重要施策や制度に関する情報を始め、防災関連やイベントなど、さまざまな市政情報を紹介する広報番組(5番組)を制作し、1時間単位で計6時間放送するとともに、いつでも市政情報を見られる「データ放送」を実施し、市民ニーズに即した市政情報を、きめ細かく効果的に発信している。<br>また、市ホームページで、9番組のうち、イベント等取材した「見てみMy高松」と、広く市政を紹介する「ホットラインたかまつ」の2番組の動画配信を行っている。 | 今後とも、市民にとって親しみや関心の持てる、特色ある番組づくりに取り組む。  | 1日当たり約6時間放送(2種類×3回(1回1時間))<br>全番組：月2回更新 | 1日当たり約6時間放送(2種類×3回(1回1時間))<br>全番組：月2回更新(見込み) | 広聴広報課            |



| No. | 関係条文          | 事業・取組項目                            | 事業内容  | 今後の取組予定  | 21年度実績   | 22年度見込                           | 担当課     |
|-----|---------------|------------------------------------|---|--|--|----------------------------------|---------|
| 15  | 第14条<br>情報の共有 | 定例記者会見の実施                          | 毎月2回、市政記者に対して、市政の主要な動き等に関する情報を、市長自らが直接説明している。<br>その模様は、市ホームページ（文字、動画）や、高松ケーブルテレビ（動画）を通じて、市民に向けても、直接、発信している。 | 今後とも、マスコミ等を通じて、市政への理解や協力などを促すため、定期的な実施に向け、取り組む。                                  | 月2回<br>（年24回）実施<br>別に臨時会見<br>1回実施              | 月2回<br>（年24回）実施<br>（見込み）         | 広聴広報課   |
| 16  | 〃             | 高松市地域福祉計画の概要版作成                    | 高松市地域福祉計画に関する情報について、市民等に広く周知するため、計画の概要版を作成し、配布する。（配布先：支所・出張所、コミュニティセンター等）                                   | 平成23年度においても概要版の配付を継続する。  | —  | 概要版：<br>10,000部発行<br>（4月）        | 健康福祉総務課 |
| 17  | 〃             | 新病院基本計画概要版の配布等                     | 新病院基本計画の概要版を作成し、配布した。（配布先：塩江支所、香川支所、仏生山コミュニティセンター、市立病院等）<br>広報たかまつや本市HPへ掲載した。                               | 今後、基本計画に基づき基本設計を行っていくが、市民への効果的な周知に取り組む。  | 概要版<br>500部作成、<br>広報たかまつ<br>5/15号掲載、<br>本市HP掲載 | 基本設計終了<br>後、効果的な<br>周知に取り組<br>む。 | 新病院整備課  |
| 18  | 〃             | 環境に関する情報の発信と相談機能の充実                | 環境プラザだよりを四半期ごとに発行し、出前講座の活用や、環境プラザ教室への参加呼びかけのほか、環境活動団体の活動紹介など、タイムリーな情報提供に努めている。                              | 引き続き「環境プラザだより」を発行し、環境に関する情報共有を図っていく。   | 環境プラザだ<br>よりの発行：<br>4回                         | 環境プラザだ<br>よりの発行：<br>4回           | 環境保全推進課 |
| 19  | 〃             | 都市計画制度の見直し案パンフの作成                  | 都市計画制度の見直し案に関する情報について、市民に広く周知するため、説明資料を作成し、配布する。（配布先：支所・出張所、コミュニティセンター）                                     | コンパクト・エコシティの必要性和併せ、都市計画制度の見直しについて周知の徹底を図るため、平成23年度にパンフレットを作成し、市民・業界団体等への情報提供を行う。 | —  | 10月発行<br>1,000部作成                | 都市計画課   |
| 20  | 〃             | 「高松市の下水道」パンフレットの作成                 | 高松市の下水道に関する情報について、市民に広く周知するため、パンフレットを作成し、配布する。（配布先：来庁者等）  | 平成23年度に情報の更新を行う。   | 1,000部作成                                       | 1,000部作成                         | 下水道建設課  |
| 21  | 〃             | 「新たな水の旅路」パンフレットの作成                 | 再生水利用下水道事業に関する情報について、市民に広く周知するため、パンフレットを作成し、配布する。（配布先：来庁者等）   | 平成23年度に情報の更新を行う。   | 500部作成   | 500部作成                           | 下水道建設課  |
| 22  | 〃             | 「笑顔あふれるひとにやさしいまち・高松をめざして」パンフレットの作成 | 下水道工事に関する情報について、市民に広く周知するため、パンフレットを作成し、配布する。（配布先：地元説明会参加住民等）  | 必要に応じ、増刷および情報の更新を行う。   | —  | 5,000部作成                         | 下水道建設課  |

| No. | 関係条文          | 事業・取組項目                              | 事業内容   | 今後の取組予定  | 21年度実績                  | 22年度見込                     | 担当課                |
|-----|---------------|--------------------------------------|--|--|-------------------------|----------------------------|--------------------|
| 23  | 第14条<br>情報の共有 | 新設統合校整備事業の進捗状況等について情報発信              | 新設統合校整備事業の進捗状況等について、対象校区の全世帯にお知らせ文（だより）を配布する。  | 塩江地区学校統合事業について、引き続き進捗状況等を塩江町全世帯に情報発信する。  | 配布回数：2回<br>（高松第一，新番丁関係） | 配布回数：2回<br>（塩江関係）          | 教育部総務課<br>新設統合校整備室 |
| 24  | 〃             | 生涯学習人材情報の発信と相談機能の充実                  | 講座・施設の情報やホームページによる人材情報の提供など生涯学習に関する情報の充実を図るとともに、学習の内容や方法について支援できるよう学習相談の充実を図る。   | 生涯学習の中核となる人材の養成を図るとともに、豊富な経験や知識を持った人材を効果的に活用する。  | 生涯学習人材情報の登録者数：748人      | 生涯学習人材情報の登録者数：750人         | 生涯学習センター           |
| 25  | 〃             | 図書館資料や館内行事に関する情報の発信                  | 図書館が新たに収集した新刊やお薦めの本などを紹介するほか、各館が行う各種事業を周知する。   | 図書館が新たに収集した新刊やお薦めの本などを紹介するほか、各館が行う各種事業を周知する。   | 各図書館報などの発行回数：42回        | 各図書館報などの発行回数：34回           | 中央図書館              |
| 26  | 〃             | 水道知ってトークの実施                          | 水道局が現在取り組んでいる施策・事業やお客さまが知ってお得な情報提供するために、職員が地域へ出向き、話をする。  | お客さまの水道への理解と関心を高め、コミュニケーションを図るため、引き続き水道知ってトークを実施するとともに、お客さまの市民の意見・提言については今後の事業運営等に参考とし、相談サービスの場としても活用していく。 | 10回開催                   | 9回開催                       | 水道局<br>経営企画課       |
| 27  | 〃             | 水道局広報紙「みんなの水」の発行                     | 水道事業の経営全般に関する情報を広報紙によって、お客さまに提供する。   | 引き続き、情報提供によって水道事業の円滑な運営に役立てるため、広報紙を発行していく。   | 年5回発行                   | 年5回発行                      | 水道局<br>経営企画課       |
| 28  | 第15条<br>情報公開  | 計画策定状況等の公開<br>（自治基本条例制定事業）           | 地方分権時代に的確に対応し、市民本意の市政運営を明らかにするとともに、市民を主体とする自治を実現するため、住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則などを定めた高松市自治基本条例を制定した。   | 高松市自治推進審議会の内容や、条例制定後の自治の推進状況について随時公開する。  | 公開                      | 公開                         | 企画課                |
| 29  | 〃             | 計画策定状況等の公開<br>（第3次たかまつ男女共同参画プラン策定事業） | 現行プラン（たかまつ男女共同参画プラン（改訂版））の計画期間が、平成23年度で終了することから、継続して施策を総合的かつ効果的に推進するため、次期プランを策定する。   | 引き続き、次期プランの内容を検討し、平成23年度中に策定する。  | 公開                      | 策定懇談会開催回数：3回<br>分科会開催回数：2回 | 企画課<br>男女共同参画推進室   |
| 30  | 〃             | 計画策定状況等の公開<br>（総合都市交通戦略計画策定事業）       | 公共交通の利便性を確保する取組の一つとして、高齢者を始めとする交通弱者の利便性の向上、地球環境への負荷軽減、中心市街地の活性化へ向けたまちのかたちへ飛躍するため、交通体系の再構築にあたり、在来交通機関に加え、新交通システムの導入を視野に入れた「高松市交通戦略計画」を策定した。（学識経験者や交通事業者、市民代表など20人の委員で構成する協議会の開催内容についてホームページで公開） | 戦略協議会は平成22年7月に閉会。  | 公開                      | 公開                         | 交通政策課              |

| No. | 関係条文            | 事業・取組項目   | 事業内容   | 今後の取組予定  | 21年度実績                 | 22年度見込                 | 担当課              |
|-----|-----------------|---|--|--|------------------------|------------------------|------------------|
| 31  | 第15条<br>情報公開    | 計画推進状況等の公開<br>(総合都市交通計画推進の取組)   | 第5次高松市総合計画基本構想に掲げる政策「快適で人にやさしい都市交通の形成」を具現化するため、「高松市環境配慮型都市交通計画」などの関連計画を基に、新たに策定した総合都市交通計画の進行管理、継続的・効果的な取組についての協議検討を目的とした推進協議会の開催内容についてホームページで公開する。 | 引き続き、開催内容については随時ホームページで公開する。                                       | —                      | 公開                     | 交通政策課            |
| 32  | 〃               | 計画策定状況等の公開<br>(自治と協働の基本指針(仮称)策定事業)  | 地方分権時代にふさわしい「参加・協働で進めるコミュニティを軸としたまちづくり」を実現するため、協働の在り方や、市の取組等を定めた指針を策定する。(当指針策定委員会の会議を公開するとともに、議事内容等についてもホームページ等に掲載した。)                             | 引き続き策定経過を適切に公開する。  | 公開                     | 公開                     | 地域政策課            |
| 33  | 〃               | 計画策定状況等の公開<br>(協働企画提案事業選定作業)  | 市民サービスの向上を目指し、市民活動団体と市が協働で取り組む事業提案を市民から募集する「協働企画提案事業」を、書類審査と公開プレゼンテーション審査により選考するが、その選考過程をホームページ上で公開する。   | 引き続き、情報公開の観点から、選考過程の経過を公開する。行政の透明性を高めるために、市民に、よりわかりやすい選定作業の公開に努める。 | 公開                     | 公開                     | 地域政策課<br>市民協働推進室 |
| 34  | 〃               | 計画策定状況等の公開<br>(ボランティア・市民活動センター管理運営業務委託事業などの実施事業の概要や、事業経過、また、事業評価等をHPで随時公開する。) | 「ボランティア・市民活動センター管理運営業務委託事業」などの実施事業の概要や、事業経過、また、事業評価等をHPで随時公開する。  | 引き続き、情報提供を実施する。字数や表現、レイアウト等にも配慮し、先駆的な取り組みの紹介にふさわしい形での情報提供を心掛ける。    | 公開                     | 公開                     | 地域政策課<br>市民協働推進室 |
| 35  | 〃               | 計画策定状況等の公開<br>(高松市こども未来計画(後期計画)の策定)   | 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として、すべての子どもと子育て家庭を対象に、本市が今後進めていく子育て支援施策等の方向性や具体的な事業を総合的にまとめた計画を策定する。  | 計画に掲載される事業について、進捗状況調査を実施する。  | 公開                     | 公開                     | こども未来課           |
| 36  | 〃               | 計画策定状況等の公開<br>(コンパクト・エコシティ推進事業)   | コンパクト・エコシティの実現に向け、見直しを進めている「都市計画制度の見直し案」に関する情報について、検討委員会の公開、委員会資料や議事録をホームページにて公開した。  | 引き続き推進状況等を適切に公開する。   | 公開                     | 公開                     | 都市計画課            |
| 37  | 〃               | 情報公開制度の運用   | 市民からの請求により、市政に関する情報を公開する。  | 引き続き、情報公開制度の適正な運用に努める。   | 情報公開<br>請求件数：<br>396件  | 情報公開<br>請求件数：<br>570件  | 総務課<br>情報公開室     |
| 38  | 第16条<br>個人情報の保護 | 個人情報保護制度の運用   | 保有個人情報を適正に管理し、また、本人からの開示請求により個人情報を開示する。  | 引き続き、個人情報保護制度の適正な運用に努める。   | 個人情報開示<br>請求件数：<br>70件 | 個人情報開示<br>請求件数：<br>80件 | 総務課<br>情報公開室     |

自治運営状況【参 画】

## 自治運営状況【参画】

| No. | 関係条文                 | 事業・取組項目                                 | 事業内容  | 今後の取組予定  | 21年度実績              | 22年度見込                         | 担当課                |
|-----|----------------------|---|---|--|---------------------|--------------------------------|--------------------|
| 1   | 第17条<br>地域のまちづくりへの参画 | 地区主任児童委員や地区民生児童委員等による地域における児童虐待防止の取組の推進 | 地域における児童虐待防止を推進するため、子どもの見守り等の仕組みを構築する。  | 高松市民生委員児童委員連盟とこども女性相談室による協議を重ね、地域における児童虐待防止の推進策を講じるしくみを検討し、順次実施していく。           | —                   | 高松市民生委員児童委員連盟とこども女性相談室による協議を開始 | こども未来課<br>こども女性相談室 |
| 2   | 〃                    | 自主防災組織結成の促進                             | 自主防災組織の結成を促進するため、資機材等を助成するとともに、訓練等を実施する。  | より一層の組織数増加に取り組む。   | 86組織結成<br>累計1,023組織 | 80組織結成<br>累計1,103組織            | 消防局予防課             |
| 3   | 第18条<br>市政への参画       | 市民満足度調査の実施                              | 市民の声を今後の市政に反映させるため、第5次高松市総合計画基本構想に定める施策等について、市民の満足度等の調査を行う。   | 毎年度、引き続き調査を実施し、調査結果の公表を行う。また、総合計画に定める施策に係る行政評価の外部評価として利用する。                    | 回収率：37.9%           | 現在調査中                          | 企画課                |
| 4   | 〃                    | 各種アンケートの実施<br>(男女共同参画に関する意識調査)          | 平成23年度中に策定予定の第3次たかまつ男女共同参画プランの基礎データとするため、市民・事業所・市民団体等を対象に、アンケート調査を実施するもの。<br>調査実施期間：H22.8.12～H22.8.25<br>調査対象：市民 3,000人<br>事業所 1,500事業所<br>市民団体等 100団体<br>(いずれも無作為抽出) | アンケート調査結果を参考に、第3次たかまつ男女共同参画プランの内容を検討する。  | —                   | 調査結果集計中                        | 企画課<br>男女共同参画推進室   |
| 5   | 〃                    | 各種アンケートの実施<br>(水環境に関する意識調査)             | 水環境基本計画の策定のため、市民および事業者の水環境に関する意識調査を行う。  | アンケート結果等を踏まえ、平成22年度中に「高松市水環境基本計画」を策定する。  | —                   | 回収率：<br>市民28%<br>事業者28.5%      | 企画課<br>水環境対策室      |
| 6   | 〃                    | 高松市総合都市交通計画(案)に関する市民と市長の意見交換会           | 高松市総合都市交通計画(案)について、市民と市長との意見交換会を実施した。   | 計画の変更等、必要に応じて意見交換会を実施する。   | —                   | 7回実施<br>(336人出席)               | 交通政策課              |
| 7   | 〃                    | NPOと行政との協働づくり委員会の活動推進                   | 本市における市民活動の促進と協働の推進を図るため、平成12年5月に設置。NPOと行政との協働に関する基本計画[改訂版]策定に当たっては、本市の現状や推進状況、ボランティア・市民活動センター管理運営委託についての評価等を行う。  | 引き続き、高松市ボランティア・市民活動センターの管理運営委託についての事業評価、NPOと行政との協働に関する基本計画[改訂版]の進捗についての協議等を行う。 | 開催回数：2回             | 開催回数：2回                        | 地域政策課<br>市民協働推進室   |
| 8   | 〃                    | 各種アンケートの実施<br>(施設利用学習に関するアンケート)         | 施設(市民文化センター・サンクリスタル高松・美術館)利用学習を、より実り豊かな学習にしていくために、学校のニーズを把握するため実施する。  | 必要に応じて実施する。  | 小学校53校<br>中学校24校    | —                              | 市民文化センター           |

| No. | 関係条文           | 事業・取組項目                              | 事業内容  | 今後の取組予定  | 21年度実績                                       | 22年度見込                                | 担当課                |
|-----|----------------|--------------------------------------|---|--|--|---------------------------------------|--------------------|
| 9   | 第18条<br>市政への参画 | 市民サービスアンケート                          | 市民の皆様を温かく迎えるさわやかな市役所づくり運動「さわやかサービス」の一環で、来庁者へ、職員の応対等についてのアンケートを行っている。  | 様式等の改善を図りながら、引き続き実施する。                           | アンケートの満足度（100点満点）：56.9%                      | アンケートの満足度（100点満点）：60.0%               | 人事課                |
| 10  | 〃              | 各種アンケートの実施<br>（平成22年度広報アンケート調査）      | 3年に1回、「広報たかまつ」を始め、ケーブルテレビ、ラジオ、ホームページなど、本市の広報媒体に係る市民の意向を確認し、それらを反映した広報活動を展開するため、実施する。                                      | 今後とも、広報活動をより充実したものとするため、3年に1回、定期的を実施する。          | —  | 調査対象：<br>2,000人<br>（満18歳以上の市民から無作為抽出） | 広聴広報課              |
| 11  | 〃              | 市長への提言                               | ホームページ、Eメール、手紙、電話、ファックスなどを通じて寄せられる市民からの意見、要望などを聴取し、提言者あてに回答するとともに、市政に適切に反映させる。<br>あわせて、提言内容と回答をデータベース化し、ホームページ上で、原則、公開する。 | 今後とも、市政への適切な反映や、情報公開にも意を用いながら、継続して実施する。          | 提言数：353件                                     | 提言数：300件<br>（見込み）                     | 広聴広報課              |
| 12  | 〃              | 新病院の整備計画に関する高松市医師会との意見交換会            | 新病院の整備計画について、高松市の医師からの意見を聞くため、高松市医師会と病院長等との意見交換会を実施した。  | 今後、基本計画に基づき基本設計を行っていくが、必要に応じて意見交換会を実施する。         | 2回実施<br>（32人出席）                              | 2回実施<br>（32人出席）                       | 新病院整備課             |
| 13  | 〃              | 各種アンケートの実施<br>（地球温暖化に関する市民・事業者の意識調査） | 地球温暖化対策実行計画を策定するに当たり、市民・事業者の意識や行動を把握するため、H21.10月から11月にかけて、市民2,000人、市内の500事業所を対象に実施した。                                     | —  | 1回実施（約4割から回答）                                | —                                     | 環境総務課<br>地球温暖化対策室  |
| 14  | 〃              | 各種アンケートの実施<br>（地球温暖化対策に関する市民実態調査）    | 本計画の適正な進行管理を行うため、市民満足度調査に併せて、地球温暖化対策に関する市民実態調査を実施する。  | 毎年1回市民満足度調査に併せて実施する。                             | —  | 現在調査中                                 | 環境総務課<br>地球温暖化対策室  |
| 15  | 〃              | 「都市計画制度」の見直しに関する市民と市長の意見交換会          | コンパクト・エコシティの実現に向け、見直しを進めている「都市計画制度の見直し案」について、広く市民からの意見を募るため、市民と市長の意見交換会を実施した。   | 都市計画の変更に向け、素案に対する公述機会等、案の縦覧などを行い、都市計画の案を作成する。    | —  | 7回実施<br>（336人出席）                      | 都市計画課              |
| 16  | 〃              | 高松市中心市街地活性化協議会                       | 地域における社会的・経済的および文化的活動の根拠となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図るため、その実施に必要な事項に係る協議を行う。  | 年度内2回程度協議会を開催                                    | 開催回数：1回                                      | 開催回数：2回                               | まちなか再生課            |
| 17  | 〃              | 新設統合校整備のため、新しい学校づくり協議会の設置            | 対象校区の保護者や地域と教育委員会が協議・連携しながら新しい学校づくりに取り組むため、協議会を設置。  | 塩江地区学校統合事業についても、協議組織を設置し、保護者や地域と協議・連携しながら事業を進める。 | 開催回数：7回<br>（高松第一、新番丁関係）<br>開催回数：3回<br>（塩江関係） | 開催回数：6回<br>（塩江関係）                     | 教育部総務課<br>新設統合校整備室 |

| No. | 関係条文                    | 事業・取組項目  | 事業内容   | 今後の取組予定  | 21年度実績   | 22年度見込   | 担当課               |
|-----|-------------------------|--|--|--|----------|----------|-------------------|
| 18  | 第19条<br>パブリック<br>コメント手続 | パブリックコメントの実施<br>(高松市過疎地域自立促進計画<br>(素案))            | 旧塩江町から引き継いだ過疎地域自立促進計画について、過疎地域自立促進特別措置法の失効期限が27年度まで延長されたことに伴い、新たな高松市過疎地域自立促進計画を策定するため、パブリックコメントを実施した。(H22.10.8~10.21)  | 平成22年12月に計画策定済み。   | —        | 募集結果：4件  | 企画課               |
| 19  | 〃                       | パブリックコメントの実施<br>(持続可能な水環境の形成に関する条例)                | 持続可能な水環境の形成に関する条例の制定に伴い、パブリックコメントを実施した。(H22.7.21~8.13)   | 平成22年9月27日条例制定済み。  | —        | 募集結果：11件 | 企画課<br>水環境対策室     |
| 20  | 〃                       | パブリックコメントの実施<br>(水環境基本計画(案))                       | 高松市水環境基本計画の策定に伴い、パブリックコメントを実施。(H23.1.17~2.4)   | パブリックコメント等を踏まえ、22年度中に計画を策定する予定。                                | —        | 現在実施中    | 企画課<br>水環境対策室     |
| 21  | 〃                       | パブリックコメントの実施<br>(高松市男女共同参画センター移転整備についての基本的な考え方(案)) | 男女共同参画社会の実現のための市民活動拠点である高松市男女共同参画センターについては、建築後43年が経過しており、建物の老朽化や耐震診断結果などを踏まえ、移転整備の必要性および方向性などを定める「高松市男女共同参画センター移転整備についての基本的な考え方(案)」を取りまとめ、この内容について、パブリックコメントを実施。(実施予定期間：H23.1.19~2.18) | いただいた意見・提案を参考に、高松市男女共同参画センター移転整備についての基本的な考え方を整理し、基本計画の内容を検討する。 | —        | 現在実施中    | 企画課<br>男女共同参画推進室  |
| 22  | 〃                       | パブリックコメントの実施<br>(高松市総合都市交通計画(案))                   | 高松市総合都市交通計画(案)について広く市民からの意見を募るため、パブリックコメントを実施した。(実施期間：H22.9.20~11.10)  | 平成22年12月に計画策定済み。   | —        | 募集結果：38件 | 交通政策課             |
| 23  | 〃                       | パブリックコメントの実施<br>(高松市スポーツ振興基本計画(案)について)             | 平成22年2月8日から2月24日までの間、スポーツ振興基本計画(案)についてのパブリック・コメントを実施した。  | —  | 募集結果：4件  | —        | スポーツ振興課           |
| 24  | 〃                       | パブリックコメントの実施<br>(高松市スポーツ施設使用料等の改定(案)について)          | 平成22年3月1日から3月26日までの間、高松市スポーツ施設使用料等の改定(案)についてのパブリック・コメントを実施した。  | —  | 募集結果：75件 | —        | スポーツ振興課           |
| 25  | 〃                       | パブリックコメントの実施<br>(地球温暖化対策実行計画(案))                   | 実行計画(案)について、広く市民の意見・提案を募るため実施した。(実施期間：H22.11.8.~11.30)   | —  | —        | 募集結果：2件  | 環境総務課<br>地球温暖化対策室 |
| 26  | 〃                       | パブリックコメントの実施<br>(高松市新病院基本計画(案))                    | 新病院基本計画策定に当たり、パブリックコメントを実施した。(実施期間：H23.1.25.~2.12)   | —  | 募集結果：16件 | —        | 新病院整備課            |

| No. | 関係条文                    | 事業・取組項目              | 事業内容   | 今後の取組予定   | 21年度実績                             | 22年度見込 | 担当課 |
|-----|-------------------------|----------------------|--|---|------------------------------------|--------|-----|
| 27  | 第20条<br>附属機関の委員<br>等の公募 | 附属機関等における公募委員の選<br>任 | <p>市民等の意見を市政に反映させるために<br/>設置する審議会、懇談会等附属機関におい<br/>て、公募による委員を選任する。</p> <p>(21年度)</p> <p>○附属機関数 128</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の公募が行われているもの 42<br/>(公募委員がいるもの 39)</li> <li>・委員の公募が行われていないもの 86</li> </ul> <p>①国の法令の規定に基づくもの 21</p> <p>②特定の分野について専門知識が必要<br/>なもの 43</p> <p>③特定の個人・団体について審議を行う<br/>等するもの 11<br/>(②, ③両方に該当するもの 2)</p> <p>④①～③のほか、附属機関の目的から、<br/>委員の公募が適当でないもの 9</p> | <p>高松市附属機関等の会議の公開および委<br/>員の公募に関する指針により、附属機関等<br/>の委員を公募することにより、市政への市<br/>民参画を推進する。</p> | <p>公募委員のい<br/>る附属機関等<br/>の数：39</p> | —      | 全課  |



## 自治運営状況【協働】

## 自治運営状況【協働】

| No. | 関係条文          | 事業・取組項目                     | 協働の形態 | 事業内容  | 今後の取組予定  | 21年度実績                | 22年度見込                 | 担当課              |
|-----|---------------|-----------------------------|-------|---|--|-----------------------|------------------------|------------------|
| 1   | 第22条<br>協働の推進 | 自治と協働の基本指針の策定               | —     | 自治と協働の在り方や方向性を示し、市民の市政および地域のまちづくりへの参画意識の高揚を図るとともに、協働によるまちづくりを推進する。                                      | 平成22年度末までに本指針を策定する。  | 策定作業                  | 策定完了                   | 地域政策課            |
| 2   | 〃             | 協働のまちづくり推進本部の活動推進           | —     | NPO、地域コミュニティ組織等の自立および活動の促進を図り、多様なパートナーシップのもと、市民と行政との協働によるまちづくりを推進するための施策を協議・推進する。                       | 引き続き、市民と行政との協働によるまちづくりを推進するための施策について、本会で協議するため、本部会・調整会議等を開催する。 | 本部会および調整会議の開催数：3回     | 本部会および調整会議の開催数：4回      | 地域政策課<br>市民協働推進室 |
| 3   | 〃             | 協働推進員の配置                    | —     | 協働を積極的に推進するため協働推進員を各職場に配置する。  | 引き続き、市民からの協働の提案等を積極的に受け止めるための体制整備を行い、市民と行政との協働のまちづくりを積極的に推進する。 | 協働推進員数：151人           | 協働推進員数：142人            | 地域政策課<br>市民協働推進室 |
| 4   | 〃             | 協働企画提案事業                    | —     | 市民の発想をいかした事業提案を募集し、NPOと高松市がよりよき協力者・パートナーとして、互いの特性をいかし協働で社会的・公益的な課題に取り組む、市民サービスの向上を目指す。                  | 引き続き、協働企画提案事業を募集する。  | 応募件数：13件              | 応募件数：13件               | 地域政策課<br>市民協働推進室 |
| 5   | 〃             | NPOと行政との協働に関する基本計画〔改訂版〕進捗調査 | —     | NPOと行政との協働に関する基本計画〔改訂版〕に基づき、本市における協働事業の進捗状況等を調査することで、協働の取組状況を把握分析し、各課における協働を一層推進するとともに、効果的な協働推進施策を展開する。 | 引き続き、進捗状況を調査する。各課にわかりやすいように示し、各回答が前年度と同じ内容に終始しないよう工夫する。        | 調査の実施                 | 調査の実施                  | 地域政策課<br>市民協働推進室 |
| 6   | 〃             | 協働推進人材養成講座の開催               | —     | 職員が協働に関する知識やスキルを得られるよう、講座を開催する。   | 引き続き、講座を開催する。  | 同講座の開催                | 同講座の開催                 | 地域政策課<br>市民協働推進室 |
| 7   | 〃             | 職員人財育成ビジョンに沿った職員研修の実施       | —     | 平成21年2月に策定した「高松市職員人財育成ビジョン」に沿い、階層別研修を中心に、市民との協働に関する研修を実施。   | 研修科目を見直す中で、引き続き実施する。   | 協働に関する研修の受講者数（累計）：95人 | 協働に関する研修の受講者数（累計）：100人 | 人事課              |
| 8   | 〃             | 公の施設の指定管理者の指定               | —     | 公の施設の管理に民間の発想やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と管理経費の縮減を図る。   | 導入実施計画に基づき、未指定施設の新規指定および導入済み施設の指定更新を行う                         | 更新：2                  | 新規：1<br>更新：17          | 財産活用課            |
| 9   | 〃             | 知的障害者青年教室開設事業               | —     | 知的障害のある青年が、集団活動を通して、ふれあう喜びや社会人としての知識・技能の習得を図る。  | 引き続き、知的障害のある青年の社会参加を促す事業を推進する。                                 | ボランティア参加者数：35人        | ボランティア参加者数：34人         | 生涯学習課            |
| 10  | 〃             | センター遊友塾事業                   | —     | 市民グループ等が自ら活動の成果や研修プログラムを企画・実施できる機会を提供する。  | 事業展開能力を持つ市民グループ等の育成を図る。  | 実施団体数：10団体<br>30回     | 実施団体数：8団体<br>21回       | 生涯学習センター         |

| No. | 関係条文          | 事業・取組項目          | 協働の形態 | 事業内容  | 今後の取組予定  | 21年度実績                     | 22年度見込                     | 担当課                  |
|-----|---------------|------------------|-------|---|--|----------------------------|----------------------------|----------------------|
| 11  | 第22条<br>協働の推進 | 女性団体育成           | 補助    | 男女共同参画の視点から、女性を取り巻く諸環境の変化に対応した各種事業を行うことで、地域社会の発展に寄与することを目的として、自主的に組織した女性団体の活動を支援する。 | 男女共同参画社会の実現を目指し、引き続き、女性を取り巻く諸環境の変化に対応した各種事業を行うことで、地域社会の発展に寄与することを目的として、自主的に組織した女性団体の活動を支援する。 | 加入団体数<br>(地区婦人会数)：<br>33団体 | 加入団体数<br>(地区婦人会数)：<br>33団体 | 企画課<br>男女共同参画<br>推進室 |
| 12  | 〃             | 男女共同参画市民フェスティバル  | 補助    | 男女共同参画について意識啓発を行うため、講演会やワークショップ、パネル展等を実施する男女共同参画市民フェスティバルを行う実行委員会に対して支援する。          | 引き続き、男女共同参画市民フェスティバルを実施する実行委員会に対して支援を行う。   | 参加者数：<br>4,399人            | 参加者数：<br>2,726人            | 企画課<br>男女共同参画<br>推進室 |
| 13  | 〃             | 消費者団体連絡協議会運営補助事業 | 補助    | 消費者の権利意識を高め、自立した消費者を育成し消費者被害の防止に努めるため、協議会に対し、助成を行う。                                 | 新たな地区の加入を促進し、かつ消費者リーダーを養成するため、引き続き助成を行う。   | 加入団体数：<br>18団体             | 加入団体数：<br>18団体             | 地域政策課                |
| 14  | 〃             | 地域ゆめづくり提案事業      | 補助    | 地域コミュニティ協議会から地域の課題解決につながる提案を求め、適切と認められる事業に対し補助金を交付する。                               | 対象事業、補助額、実施件数等を見直し、より効果的な事業とする。  | 実施件数：3件<br>(提案件数：5件)       | 実施件数：10件<br>(提案件数：14件)     | 地域政策課                |
| 15  | 〃             | 人権啓発推進事業         | 補助    | 地域コミュニティ協議会から選任された「人権啓発推進員」に研修を実施し、研修で得た知識やノウハウをもとに地域内での人権教育・啓発に当たる。                | 地域内での人権教育・啓発の充実のため、引き続き、「人権啓発推進員」に対する研修を実施する。  | 人権啓発推進員の設置地区数：44地区         | 人権啓発推進員の設置地区数：44地区         | 人権啓発課                |
| 16  | 〃             | 高松まちうたプロジェクト     | 補助    | 地域文化の振興を目的として、特定非営利活動法人高松芸術文化市民協議会が実施する、高松を題材とした音楽CD制作事業に対して助成を行う。                  | 平成18年度から開始した本事業については、毎年、ポップス、ロック、ジャズ、クラシックの計4枚のCDを制作し、平成21年度に完了した。                           | リリースされるCD数：1枚              | —                          | 国際文化振興課              |
| 17  | 〃             | 文化団体活動補助事業       | 補助    | 市内文化芸術団体の自主的な運営、および同団体等が市内で実施する事業に必要な経費の一部に対して助成を行う。                                | 引き続き、文化芸術団体等に対する助成を行い、文化芸術団体の自主的な活動の促進、および地域に根ざした創造的な文化芸術の振興を図る。                             | 文化芸術団体数：64団体               | 文化芸術団体数：53団体               | 国際文化振興課              |
| 18  | 〃             | 国際交流団体への支援事業     | 補助    | 市内の国際交流団体が自主的に、企画・実施する国際交流事業に対して、(財)高松市国際交流協会を通して、後援および事業費等の助成を行う。                  | 引き続き、国際交流団体の自主性を尊重しながら、各種の国際交流事業を推進し、多文化共生社会の実現に向けて、市民と行政との協働のまちづくりを積極的に推進する。                | 事業費助成：<br>5件<br>後援：13件     | 事業費助成：<br>7件<br>後援：11件     | 国際文化振興課<br>都市交流室     |
| 19  | 〃             | 「高松ふれあいの店」開催事業   | 補助    | 高松市小規模作業所連絡協議会が開催する、障がい者が作った手芸品、パン・クッキーなどの作品を展示・即売する「高松ふれあいの店」事業に補助を行う。             | 引き続き、事業への補助を行い、小規模作業所等に通う障がい者の作業意欲の向上や、市民の障がい者に対する理解の促進を図る。                                  | 販売売上額：<br>181万円            | 販売売上額：<br>180万円            | 障がい福祉課               |
| 20  | 〃             | 親子ふれあいデー事業       | 補助    | 香川県母子福祉連合会高松支部が実施する「親子ふれあいデー」に、事業費の一部を補助(210千円)している。                                | 引き続き、「親子ふれあいデー」の事業費の一部を補助する。   | 参加者：93人                    | 参加者：83人                    | こども未来課               |

| No. | 関係条文          | 事業・取組項目                             | 協働の形態 | 事業内容  | 今後の取組予定  | 21年度実績                          | 22年度見込                           | 担当課     |
|-----|---------------|-------------------------------------|-------|---|--|---------------------------------|----------------------------------|---------|
| 21  | 第22条<br>協働の推進 | 地域組織（母親クラブ等）活動育成事業                  | 補助    | 公募により補助対象として決定した地域組織（母親クラブ等）に対し、高松市地域組織活動費補助金（189千円）を交付することにより、地域組織の活動の促進を図り、もって家庭児童の健全な育成と児童福祉の向上に寄与する。  | 引き続き、公募により補助対象として決定した地域組織活動費補助金を交付する。  | 補助団体数：<br>16団体                  | 補助団体数：<br>17団体                   | こども未来課  |
| 22  | 〃             | 保健委員会連絡協議会の健康づくりの推進                 | 補助    | 地域における健康づくりを推進するために、高松市保健委員会連絡協議会に補助金を交付する。   | 引き続き、高松市保健委員会連絡協議会に補助金を交付し、健康づくりを推進する。   | 研修会開催回数：3回<br>ブロック会開催回数：9回      | 研修会開催回数：2回<br>ブロック会開催回数：10回      | 保健センター  |
| 23  | 〃             | 環境美化都市推進会議運営補助事業                    | 補助    | サンポート高松・中央通り等の周辺を、近隣事業所・住民がボランティアで清掃活動を実施し、地域の環境美化推進を図る。  | 引き続き、清掃活動を実施し、美しいまちづくりを推進する。   | サンポート高松・中央通り一斉清掃参加者数：<br>7,200人 | サンポート高松・中央通り等一斉清掃参加者数：<br>7,300人 | 環境保全推進課 |
| 24  | 〃             | 高松まちかど漫遊帖補助事業（旧 たかまつ松平藩まちかど漫遊帖補助事業） | 補助    | 本市の歴史・文化に関連する施設や団体、まちづくりに関心を持つ市民が連携して、まちあるきガイドや体験型イベントを実施する。併せて、関連するイベントを期間中に開催協力することで、観光客の増加を図り、まちの活性化を図る。   | 更にコースを造成し、高松のより多き魅力を情報発信していく。  | ツアーコースの数：<br>春17コース<br>秋34コース   | ツアーコースの数：<br>秋33コース              | 観光振興課   |
| 25  | 〃             | むれ源平まちづくり協議会運営事業                    | 補助    | ◎源平史跡の清掃活動 ◎源平観光案内所の運営 ◎近隣地域連携事業（屋島・庵治・牟礼で屋島を中心とした地域イベントの情報交換や協働事業の実施）◎ホームページの運営 ◎石あかりロードの開催（◎企画展示・和灯籠コーナー・白い恋人たち・ECO石あかり展示 ◎JAPAN石あかりコンテスト ◎石あかり月あかりライブ 等） | 近隣地域と連携し、源平史跡の保全・案内を行いつつ、当初の目的である、「源平史跡」と「石材産業」をコラボレーションさせた石あかりロードを観光と地域の協働（まちづくり）として継続していく。 | 石あかりロード来場者数：<br>85,000人         | 石あかりロード来場者数：<br>85,000人          | 観光振興課   |
| 26  | 〃             | 源平屋島地域運営協議会事業                       | 補助    | 庵治・牟礼・屋島の地域間相互に交流・連携を深め、魅力を引き出しあい、地域資源を活かした、広域的な元気のある観光地づくりの推進を図るもの。  | 各地域ごとのイベントのみならず、地域間相互に連携したイベントも今後、増設していく。  | 573,879人                        | 570,000人                         | 観光振興課   |
| 27  | 〃             | 地区観光協会補助事業                          | 補助    | 各地域の観光振興に係るイベントの開催およびその情報発信を行う。   | 今後も各地域独自の観光資源を取り上げ、魅力ある情報を発信していく。  | 地区観光協会数：12協会                    | 地区観光協会数：12協会                     | 観光振興課   |

| No. | 関係条文          | 事業・取組項目                  | 協働の形態 | 事業内容   | 今後の取組予定  | 21年度実績          | 22年度見込          | 担当課      |
|-----|---------------|--------------------------|-------|--|--|-----------------|-----------------|----------|
| 28  | 第22条<br>協働の推進 | 「いざ里山」市民活動支援事業           | 補助    | 市内に点在するメサやビュートと称される、高松の特色ある里山を保全するとともに、市民が身近な自然を見直すきっかけとして、地域住民、ボランティア団体、NPOおよび企業等が行う里山の保全活動を支援する。 | 引き続き、里山の保全活動を支援するとともに、広報誌、ホームページ等を活用して、本事業を広く周知し、多くの市民に対して里山保全の意識高揚に努める。 | 実施主体数：<br>8団体   | 実施主体数：<br>10団体  | 農林水産課    |
| 29  | 〃             | 帰国児童等指導援助事業              | 補助    | 日本語の使用に困難を有する帰国児童等の学校生活への適応を促進することで帰国児童等に対する教育の充実を図る。  | 引き続き、帰国児童等に日本語指導および学習支援を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。                         | 実施学校数：<br>3校    | 実施学校数：<br>5校    | 学校教育課    |
| 30  | 〃             | 子ども農園事業                  | 補助    | 子どもが土に親しみ、作物を作る喜びや勤労の尊さを体験するため、実施する団体を公募し、土地提供者に補助金を交付する。  | 引き続き、健康で情操豊かな子どもの育成を図る事業を推進する。   | 開設数：<br>13か所    | 開設数：<br>12か所    | 生涯学習課    |
| 31  | 〃             | 子どもわくわく体験支援事業            | 補助    | 子どもたちの創造性や積極性、社会性を養い、心豊かな成長を図る体験型学習活動を実施する団体等を公募・選考し、補助金を交付する。                                     | 引き続き、体験型学習活動を実施する団体等の自主的な活動を支援する。  | 実施数：2団体         | 実施数：2団体         | 生涯学習課    |
| 32  | 〃             | 市民グループ家庭教育学級開設事業         | 補助    | 子どもの教育に関する諸問題や家庭の役割等についての学習活動を行う市民グループを公募・選考し、補助金を交付する。  | 引き続き、市民グループの自主的な学習活動を支援する。   | 応募件数：7件         | 応募件数：8件         | 生涯学習課    |
| 33  | 〃             | 市民グループ女性教室開設事業           | 補助    | 女性が自主的に学習し、資質や能力の向上を図るための学習活動を行う市民グループを公募・選考し、補助金を交付する。  | 引き続き、市民グループの自主的な学習活動を支援する。   | 応募件数：5件         | 応募件数：4件         | 生涯学習課    |
| 34  | 〃             | 青年寺子屋事業                  | 補助    | 子どもたちの体験学習や世代間交流事業等を企画・運営する青年活動団体を公募・選考し、補助金を交付する。   | 引き続き、青年団体の自主的な活動を支援する。   | 応募実行委員会数：1実行委員会 | 応募実行委員会数：1実行委員会 | 生涯学習課    |
| 35  | 〃             | 成人の日記念イベント募集事業           | 補助    | 成人の日の趣旨に沿った記念イベントを行う団体等を公募・選考し、補助金を交付する。   | 引き続き、記念イベントを主催する者の自主的な活動を支援する。   | 応募件数：1件         | 応募件数：1件         | 生涯学習課    |
| 36  | 〃             | 地域ぐるみで子どもを見守り、育てる活動の推進事業 | 補助    | 各関係機関等との連携を図りながら、市民会議の支援強化を進め、青少年健全育成の体制強化と活動を推進する。  | 各校区の健全育成連絡協議会が地区コミュニティ協議会等と連携をとり、地域ぐるみで子どもを見守り育てる活動を推進する。                | 参加団体数：<br>60団体  | 参加団体数：<br>60団体  | 少年育成センター |
| 37  | 〃             | 先賢顕彰・文化遺産研究等事業           | 補助    | 先賢の顕彰・ユネスコ活動・文化財愛護等に取り組んでいる団体の活動を支援する。   | 継続的に支援を行う。   | 研究団体数：<br>5団体   | 研究団体数：<br>5団体   | 文化財課     |

| No. | 関係条文          | 事業・取組項目                      | 協働の形態 | 事業内容   | 今後の取組予定   | 21年度実績               | 22年度見込                     | 担当課           |
|-----|---------------|------------------------------|-------|--|---|----------------------|----------------------------|---------------|
| 38  | 第22条<br>協働の推進 | 史跡等指定文化財保護事業                 | 補助    | 史跡等指定文化財の日常的保存管理事業に対してその経費の一部を補助する。  | 継続的に補助金を支出し、適正管理を維持する。  | 史跡等指定文化財の数：<br>149件  | 史跡等指定文化財の数：<br>151件        | 文化財課          |
| 39  | 〃             | 無形民俗文化財等保護事業                 | 補助    | 農村歌舞伎などの保持団体が行う保存伝承公開活動に対してその経費の一部を補助する。   | 継続的に補助金を支出し、恒久的な保存伝承を図るとともに公開機会の増加を促す。                                    | 保存会等の数：11保存会         | 保存会等の数：11保存会               | 文化財課          |
| 40  | 〃             | 讃岐国分寺史跡まつり補助事業               | 補助    | 国分寺が栄えた天平時代を偲び、貴重な特別史跡を郷土の財産として住民の手で保護するとともに、人的・文化的交流の拠点として啓蒙・啓発していくために史跡まつりを開催している同行事の実行委員会に対して補助を行う。                 | 郷土の貴重な文化遺産である特別史跡讃岐国分寺跡の啓発行事に重点を置くよう内容の見直しについて指導を行いながら補助を継続する。            | 史跡まつり参加者数：<br>5,500人 | 史跡まつり参加者数：<br>5,000人       | 文化財課<br>歴史資料館 |
| 41  | 〃             | 暮らしをみなおす市民のつどい事業             | 共催    | 消費者問題の重要性を周知し、消費者の意識啓発を促し、消費者の暮らしの安全・安心を見直し、より良い暮らしを実現するため行動するきっかけを提供することを目的のため事業を行う。                                  | 消費者トラブルを未然に防ぐために、悪質商法等の手口等の情報などを提供し、賢い消費者としての意識を啓発する。また、省エネ型生活スタイル等を啓発する。 | 参加者の満足度（100点満点）：59点  | 参加者の満足度（100点満点）：59点        | 地域政策課         |
| 42  | 〃             | 人権フェスティバルinたかまつ              | 共催    | 地域に根ざした総合的な人権啓発活動事業として、さぬきこどもの国において、「人権フェスティバル」を実施する。  | 引き続き、「人権フェスティバル」を開催し、子どもから大人までの人権意識の高揚に努める。                               | 参加者数：<br>2,000人      | 参加者数：<br>2,300人            | 人権啓発課         |
| 43  | 〃             | ART SETOUCHI<br>街クラシック in 高松 | 共催    | 瀬戸内国際芸術祭との連携および中心商店街のにぎわいづくりに資することを目的として、高松丸亀町商店街振興組合等と実行委員会を組織し、サンポート高松デックスギャラリー、丸亀町等で、瀬戸フィルハーモニー交響楽団によるコンサート事業を実施した。 | 引き続き、文化芸術都市としての本市の魅力を発信し、中心商店街のにぎわいを創出するため、ジャンルにこだわらず実施する。                | —                    | 公演数：96<br>来場者数：<br>約3,900人 | 国際文化振興課       |
| 44  | 〃             | たかまつ大道芸フェスタ                  | 共催    | 瀬戸内国際芸術祭2010を盛り上げる一助とし、高松市の文化振興に寄与することを目的として、高松丸亀町商店街振興組合等と実行委員会を組織し、サンポート高松デックスギャラリー等で大道芸の公演を実施した。                    | 今後の取組は未定。   | —                    | 来場者数：約<br>9,500人           | 国際文化振興課       |
| 45  | 〃             | サンポート高松トライアスロン大会～瀬戸内国際体育祭～   | 共催    | サンポート高松周辺にてトライアスロン大会の開催する。   | 引き続き市民からの協働の提案等を積極的に受け止めるための体制整備を行い、市民と行政との協働を積極的に推進する。                   | —                    | 参加者235名<br>ボランティア等スタッフ443名 | スポーツ振興課       |

| No. | 関係条文          | 事業・取組項目                    | 協働の形態 | 事業内容  | 今後の取組予定   | 21年度実績                | 22年度見込                | 担当課                  |
|-----|---------------|----------------------------|-------|---|---|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 46  | 第22条<br>協働の推進 | オレンジリボン・キャンペーン事業           | 共催    | 子どもの虐待防止街頭キャンペーンセレモニー後、地元のサッカースポーツ少年団員の児童たちと一緒に子どもへの虐待防止を呼びかけながら、オレンジリボン等啓発資材を、来園者に配布する。配付グッズには、全国で採用された啓発標語を印刷したクリアホルダー（高松市社会福祉協議会提供）を活用する。<br>また、キャンペーン会場には、啓発効果を高めるためにオレンジリボン・ラッピングバスを空港とつなぐシャトルバスとして運行する。 | 子どもの虐待防止啓発キャンペーンセレモニー後、香南ししまるスポーツクラブの児童たちと一緒に子どもへの虐待防止を呼びかけながら、オレンジリボン等啓発資材を、来園者に配布する。配付グッズには、全国で採用された啓発標語を印刷したクリアホルダー（高松市社会福祉協議会提供）を活用する。<br>また、キャンペーン会場には、啓発効果を高めるためにオレンジリボン・ラッピングバスを空港とつなぐシャトルバスとして運行する。 | 来場者数（啓発資材配布人数）：1,000人 | 来場者数（啓発資材配布人数）：1,000人 | こども未来課               |
| 47  | 〃             | 地域deおくるみ くーふあんネットワークプロジェクト | 共催    | 幼い子を持つ保護者を対象に、小児科医の講義等を通じてかかりつけ医の推奨を行う。   | 医師不足問題等の医療機関の実態を知る中で、地域で医療を守ることの必要性について理解を深める。  | —                     | 開催回数：4回<br>参加者数：45名   | 保健対策課<br>地域医療対策室ほか2課 |
| 48  | 〃             | たかまつ市場フェスタ開催事業             | 共催    | 市民に開かれた市場を目指し、市民と卸売市場との交流の場として、市と市場関係者が一体となって開催する。  | 23年度も引き続き開催する。<br>(22年度は10月24日開催済)  | —                     | 来場者数（実績）：14,500人      | 中央卸売市場<br>業務課        |
| 49  | 〃             | 夏休み市場DE自由研究                | 共催    | 卸売市場の機能や流通の仕組みを、夏休みの自由研究のテーマの題材として提供し、合わせて食育・花育にも寄与するもの。  | 23年度も引き続き開催する。<br>(22年度は開催済)  | 参加組数（親子で1組とする。）：67組   | （実績）参加組数：74組          | 中央卸売市場<br>業務課        |
| 50  | 〃             | タぐれコンサート                   | 共催    | 水道に対する理解と関心を深めるための水道週間関連事業の一つとして、高松市水道資料館中庭でコンサートを実施する。   | 地元からも恒例行事として親しまれており、引き続き共催形態で実施する。  | コンサート参加人数：500人        | コンサート参加人数：800人        | 水道局<br>経営企画課         |
| 51  | 〃             | まなびCAN・子ども教室事業             | 共催    | 小中学生を対象とした講座をボランティアで開催する講師を公募し、生涯学習センターの施設を活用して講座を開催する。   | こども教室を開催できるボランティアの個人またはグループの育成に努める。   | 開催回数<br>7個人・団体<br>27回 | 開催回数<br>6個人・団体<br>24回 | 生涯学習センター             |
| 52  | 〃             | 市民の学習成果の発表の場提供事業           | 共催    | 市民にこれまでの学習の成果を発表する場を提供することにより、市民の多様な学習活動を支援する。  | 学習の成果を役立てたいという意識を持ち、学習成果を発表したいとする人材を発掘し、本事業への参画を促す。   | 開催回数<br>6回（4人）        | 開催回数<br>18回（6人）       | 生涯学習センター             |
| 53  | 〃             | 企業等との連携事業                  | 共催    | 企業や個人事業者の社会貢献事業として、企業等との共催事業で“まなびCAN・CSR教室”を開催する。   | 本事業を広く周知し、本事業の開催者の確保に努めるとともに、様々な性質を持つ講座・教室を開催する。  | 開催回数<br>16回（8団体）      | 開催回数<br>24回（9団体）      | 生涯学習センター             |
| 54  | 〃             | 「ふるさと探訪」開催事業               | 共催    | 高松市歴史民俗協会と共同で、市民が市内および近郊の史跡等文化財を探訪し学習する機会を年10回程度提供し、文化財愛護心の涵養に努める。  | より多くの市民に学習機会を提供できるよう探訪先や講師選定に工夫を凝らし、継続実施する。   | 参加者数：<br>1,135人       | 参加者数：<br>1,050人       | 文化財課                 |

| No. | 関係条文          | 事業・取組項目                | 協働の形態 | 事業内容  | 今後の取組予定   | 21年度実績               | 22年度見込               | 担当課              |
|-----|---------------|------------------------|-------|---|---|----------------------|----------------------|------------------|
| 55  | 第22条<br>協働の推進 | 「親子文化財教室」開催事業          | 共催    | 高松市文化財保護協会と共同で、小・中学生が親子で郷土の民俗や文化財について学習する機会を提供し、郷土の歴史学習の一助とする。  | 小・中学生に関心をもたれやすい古代の生活用品や郷土の民具・食生活などをテーマに体験型の講座を多く取り入れるなど内容の充実を図り、継続実施する。                                   | 参加者数：<br>44人         | 参加者数：<br>40人         | 文化財課             |
| 56  | 〃             | 歴史資料館ボランティア・市民団体との共催事業 | 共催    | 市民から資料館サポーターを十数名募集し、養成講座を開催して能力養成を図り、資料館の特別展等について、より市民目線での企画・運営と展示・解説の充実を図れるよう努める。                                  | 適宜必要な養成講座や他館のボランティアとの交流事業を交えながら、企画展の展示解説や講座の活動補助等の充実を目指す。   | 協働で実施した事業回数：<br>20回  | 協働で実施する見込回数：<br>38回  | 文化財課<br>歴史資料館    |
| 57  | 〃             | ブックスタート等読み聞かせ事業        | 共催    | 図書館ボランティアから組織された「高松 本とおはなし部屋」との協働により、ブックスタート事業のほか、図書館、保育所・小学校等における読み聞かせ(おはなし会)などを開催する。                              | 引き続き、ボランティアグループ「高松 本とおはなし部屋」との協働により、ブックスタート事業のほか、図書館、保育所・小学校等における読み聞かせ(おはなし会)などを開催する。                     | 読み聞かせ教室開催回数：<br>157回 | 読み聞かせ教室開催回数：<br>160回 | 中央図書館            |
| 58  | 〃             | 図書館活動ボランティア活用・支援事業     | 共催    | 各図書館での読み聞かせ事業や児童向け行事等について、各ボランティアグループとの協働を推進する。また、ボランティアの資質の向上を図るため、研修・講座を開催するとともに、傷害保険に加入するなど、その活動を支援する。           | 各図書館での読み聞かせ事業や児童向け行事等について、各ボランティアグループとの協働を推進する。また、ボランティアの資質の向上を図るため、研修・講座を開催するとともに、傷害保険に加入するなど、その活動を支援する。 | 研修参加ボランティア数：<br>477人 | 研修参加ボランティア数：<br>250人 | 中央図書館            |
| 59  | 〃             | 自治会加入の促進               | 事業協力  | 市地域コミュニティ協議会連合会および市連合自治会連絡協議会と協働して、自治会の加入・結成を促進する   | 引き続き、協働して加入促進の取組を行う。  | —                    | 加入促進月間の設定等           | 地域政策課            |
| 60  | 〃             | 高松災害ボランティア連絡会連携事業      | 事業協力  | 災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう、双方が情報提供、意見交換を行う。  | 引き続き、情報提供、意見交換を行う。  | 協議回数：1回              | 協議回数：1回              | 地域政策課<br>市民協働推進室 |
| 61  | 〃             | 昆虫なんでも相談教室             | 事業協力  | ふるさとの自然や環境について考える機会を持ち、昆虫により親しむことができるよう、夏休み期間中に、子どもを対象とした昆虫に関する相談を瀬戸内むしの会の協力を得て開催する。                                | 引き続き、夏休み期間中に開催する。   | 参加者数：<br>474人        | 参加者数：<br>500人        | 市民文化センター         |
| 62  | 〃             | こども未来ネットワーク会議          | 事業協力  | 地域ぐるみで幅広い分野での子育て支援を効果的に推進し、子育て支援事業を実施する団体や個人間の相互交流・情報交換を行うなど連携・協働を図りながら、きめ細やかな施策事業の展開に役立てるため、各種事業の部門別会議および座談会を開催する。 | 引き続き、各種事業の部門別会議および座談会を開催する。   | 開催回数：<br>9回/年        | 開催回数：<br>9回/年        | こども未来課           |



| No. | 関係条文          | 事業・取組項目                 | 協働の形態 | 事業内容  | 今後の取組予定   | 21年度実績                  | 22年度見込                  | 担当課               |
|-----|---------------|-------------------------|-------|---|---|-------------------------|-------------------------|-------------------|
| 63  | 第22条<br>協働の推進 | こどもの救急ハンドブック作成事業        | 事業協力  | こどもの急病の対処方法を記載した冊子を、子育て支援団体等が参加した作成委員会のもと作成。  | 今後も窓口や乳児健診時に配布し、地域医療の理解やかかりつけ医の推奨を図る  | 開催8回<br>発行部数6,200部      | 発行部数                    | 保健対策課<br>地域医療対策室  |
| 64  | 〃             | 衛生組合連合会意見交換会            | 事業協力  | 地域の環境美化、ごみ分別・適正排出等に関する課題解決に向け、各地区衛生組合協議会が相互に意見交換等を行い、市とともに環境美化・ごみ減量資源化を推進する。                          | 平成22年度と同様に、各地区衛生組合協議会が相互に意見交換等を行い、市とともに環境美化・ごみ減量資源化を推進する。   | —                       | 1回実施                    | 環境総務課             |
| 65  | 〃             | 市民実践組織の設置               | 事業協力  | 市民・市民団体、事業者を中心とした地球温暖化対策に関する市民実践組織づくりに取り組み、普及啓発イベントなど、実践組織が自主的に取り組む活動を支援する。                           | 事業計画全体の推進、分科会事業の調整・進行管理などを行う全体会と、担当分野ごとに地球温暖化対策について、自主的な実践活動（普及啓発イベント等）を行う分科会で構成する組織を設置し、必要に応じて事業を実施する。 | —                       | 総会1回                    | 環境総務課<br>地球温暖化対策室 |
| 66  | 〃             | レジ袋の削減推進事業              | 事業協力  | レジ袋等の使用量の削減について、事業者、市民団体、市の三者で「レジ袋等の削減に関する協定」を締結し、レジ袋の使用量削減に向けて協働して取り組んでいる。                           | 引き続き、協定締結事業者、市民団体、市の三者で、レジ袋の使用量削減に向けて協働して取り組む。  | 協定賛同者数：13事業者・6市民団体      | 協定賛同者数：13事業者・6市民団体      | 環境保全推進課           |
| 67  | 〃             | 「海底ごみ目に見える化計画」活動報告会開催事業 | 事業協力  | 海底ごみについて市民ホールで展示を行い市民へ啓発を行った。   | —   | 報告会の開催                  | —                       | 農林水産課ほか           |
| 68  | 〃             | 違反広告物簡易除却活動             | 事業協力  | まちの景観を損なう、違反広告物について、市民等との協働により除却活動を実施している。  | 引き続き、市民等との協働により除却活動を行うとともに、新規活動員を募集し、積極的に美しいまちづくりを推進する。   | 違反広告物簡易除却活動員（新規活動員）：30人 | 違反広告物簡易除却活動員（新規活動員）：30人 | 都市計画課             |
| 69  | 〃             | たかまつマイロード               | 事業協力  | 市道の清掃・緑化活動などを実施するボランティア団体を「たかまつマイロード事業」の団体として認定し、その実施活動を支援することにより、市道の環境美化に努めています。（市道の概ね500m以上、年間4回以上） | 自治会や各種ボランティア団体に働きかけ、認定団体を増やす。   | 契約団体数：47団体              | 3団体認定<br>認定団体数：50団体     | 道路課               |
| 70  | 〃             | 公園愛護会による公園管理事業          | 事業協力  | 公園等の美化の推進および公園愛護思想の高揚を図るため、公園愛護会への清掃用具や謝礼金の支給等により、その自主的な活動に対し、支援・育成を行う。                               | 引き続き、公園愛護会に対する支援・育成を行っていく。  | 公園愛護会数：139団体            | 公園愛護会数：140団体            | 公園緑地課             |
| 71  | 〃             | 公園芝生化                   | 事業協力  | 公園の快適性を向上させ、市民が憩え、楽しめる空間とするため、市民の協力により芝生の植付けを行う。  | 引き続き、市民の協力を得て、公園の芝生化を行っていく。   | 参加人数：約900人（中央公園）        | 参加人数：約170人（仏生山公園ほか3公園）  | 公園緑地課             |

| No. | 関係条文          | 事業・取組項目                 | 協働の形態 | 事業内容  | 今後の取組予定   | 21年度実績                        | 22年度見込                        | 担当課              |
|-----|---------------|-------------------------|-------|---|---|-------------------------------|-------------------------------|------------------|
| 72  | 第22条<br>協働の推進 | 学校支援ボランティア推進事業          | 事業協力  | 学校支援を通じ、学校・家庭・地域が一体となって、地域全体で子どもを育てる連携体制の構築を図り、地域の教育力の向上を促進する。              | 委託期間（平成20年度～平成22年度）の満了に伴い事業の廃止  | 実施学校数：<br>4校                  | 実施学校数：<br>4校                  | 生涯学習課            |
| 73  | 〃             | 成人式運営事業                 | 事業協力  | 大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い、励ますため、式典を実施する。この式典を企画・運営するため運営スタッフを公募する。       | 引き続き、式典を企画・運営する運営スタッフを募集するとともに、式典の見直しを図る。   | 応募人数：<br>12人                  | 応募人数：<br>13人                  | 生涯学習課            |
| 74  | 〃             | 高松城石垣修理調査研究事業           | 事業協力  | 高松城跡復元整備工事において、香川大学工学部から工学的見地での助言を受けながら施工する。                                | 高松城跡復元整備工事において、香川大学等から工学的見地での助言を受けながら施工する予定である。   | 助言を受けた回数：4回                   | 助言を受けた回数：2回                   | 文化財課             |
| 75  | 〃             | 屋嶋城石垣修理調査研究事業           | 事業協力  | 屋嶋城城門復元整備工事において、香川大学工学部から工学的見地での助言を受けながら施工する。                               | 屋嶋城城門復元整備工事において、香川大学等から工学的見地での助言を受けながら施工する予定である。  | 助言を受けた回数：3回                   | 助言を受けた回数：1回                   | 文化財課             |
| 76  | 〃             | 水源地域交流物産市開催事業           | 委託    | 早明浦ダム周辺の水源地域への理解を深めるため、「水道週間」関連事業として、早明浦ダム周辺嶺北地域の紹介と交流物産市を、市民活動団体との協働により行う。 | 水源地域への理解を深め、水資源の大切さに関する意識啓発を図るため、継続実施する。  | 参加者数：<br>約500人                | 参加者数：<br>約500人                | 企画課<br>水環境対策室    |
| 77  | 〃             | 廃食油収集事業                 | 委託    | 消費者の立場から省資源意識の向上と環境汚染防止を図るため、廃食油収集に努める。                                     | 各地区コミュニティ協議会等に協力依頼しているが、新たに実施可能な地区コミュニティ協議会と実施を図る。  | 収集量：6,701<br>リットル             | 収集量：6,400<br>リットル             | 地域政策課            |
| 78  | 〃             | ボランティア・市民活動センター管理運営業務委託 | 委託    | 市民と行政がともに考え、ともに活動する「協働」の場として設置しているボランティア・市民活動センターの管理運営をNPO法人に委託する。          | 平成22年度から、従前の管理運営業務委託のうち施設管理および情報収集・提供に関する事業は引き続き委託により実施し、その他の事業のうち、民間が担う中間支援機能の拡大・充実のために市民活動団体による自主的な運営がより効果的であると考えられる事業については補助事業とする。 | 協働づくり委員会による運営評価(100点満点)：72.9点 | 協働づくり委員会による運営評価(100点満点)：78.7点 | 地域政策課<br>市民協働推進室 |
| 79  | 〃             | 憲法記念平和映画祭開催委託事業         | 委託    | 戦争の悲惨さと平和の尊さを啓発・普及するため、高松市平和を願う市民団体協議会と協働で事業を推進した。                          | 引き続き、事業を実施する。   | 来場者数：<br>109人                 | 来場者数：<br>110人                 | 市民文化センター         |
| 80  | 〃             | 戦争遺品展開催委託事業             | 委託    | 戦争の悲惨さと平和の尊さを啓発・普及するため、高松市平和を願う市民団体協議会と協働で事業を推進した。                          | 引き続き、事業を実施する。   | 展示点数：<br>158点                 | 展示点数：<br>124点                 | 市民文化センター         |

| No. | 関係条文          | 事業・取組項目               | 協働の形態 | 事業内容  | 今後の取組予定   | 21年度実績                | 22年度見込                  | 担当課     |
|-----|---------------|-----------------------|-------|---|---|-----------------------|-------------------------|---------|
| 81  | 第22条<br>協働の推進 | 高松市市民文化祭「アーツフェスタたかまつ」 | 委託    | 文化芸術団体等の発表の場と相互交流の機会を提供するため、市民自らが同事業運営委員会を組織し、主体的に文化芸術事業を企画・実施する市民企画提案型事業「アーツフェスタ」事業を財団法人高松市文化芸術財団に委託して実施した。  | 引き続き、財団法人高松市文化芸術財団に委託し、市民自らが同事業運営委員会を組織し、主体的に文化芸術事業を企画・実施する市民企画提案型事業「アーツフェスタ」事業を実施する。   | 公演数：19<br>集客数：16,041人 | 公演数：21<br>集客数：14,845人   | 国際文化振興課 |
| 82  | 〃             | T-city まちうたコンサート      | 委託    | 瀬戸内国際芸術祭2010会期中のにぎわいを創出し、同芸術祭を側面から盛り上げるため、特定非営利活動法人高松芸術文化市民協議会に委託して、サンポート高松デックスギャラリーにおいて、これまでに作成した「まちうたvol.1～vol.4」のアーティストによるコンサートを実施した。                                  | 今後の取組は未定。   | —                     | 来場者数：約300人              | 国際文化振興課 |
| 83  | 〃             | 女性職員エンパワー研修           | 委託    | 男女共同参画センターとの協働事業として、女性職員の意識改革を図るため、係長級職員を対象に、1日半の研修を実施した。   | 男女共同参画センターとの協働事業として、研修メニュー等の改善を図りながら、引き続き実施する。  | 1回実施<br>受講生28人        | 1回実施<br>受講生36人          | 人事課     |
| 84  | 〃             | 男女共同参画研修              | 委託    | 男女共同参画センターとの協働事業として、男女共同参画社会への意識啓発のため、係長級以下の職員を対象に、1日半の研修を実施した。   | 男女共同参画センターとの協働事業として、研修メニュー等の改善を図りながら、引き続き実施する。  | 1回実施<br>受講生38人        | —<br>(隔年実施)             | 人事課     |
| 85  | 〃             | 地域子育て支援拠点事業「ひろば型」運営委託 | 委託    | 子育て親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流するための場を提供することにより、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る。<br>NPO法人等に委託し、事業実施。   | 引き続き、NPO法人等に委託し、事業を実施するとともに、事業の拡充を図るため、新規開設に向けて調査等実施する。   | 事業実施箇所数：6か所           | 事業実施箇所数：7か所             | こども未来課  |
| 86  | 〃             | ファミリー・サポート・センター事業運営委託 | 委託    | 仕事と育児の両立を支援し、子育てしやすい環境をつくるため、地域において育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について相互に助け合う会員（有償ボランティア）組織をつくり、その拠点として「高松ファミリー・サポート・センター」を設置し、会員組織の運営管理や相互援助活動の調整・支援などを行う。<br>NPO法人に委託し、事業実施。 | 引き続き、NPO法人等に委託し、事業を実施する。<br>平成22年度から、瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョンの中で、三木町・綾川町でのサービスの提供も行っているのので、高松市内を含め、事業について更なる周知に努める。<br>また、緊急時の支援など多種多様な子育て支援のニーズに対応できるよう事業の拡充を図る。 | 会員数：1,332人            | 会員数：1,557人<br>(H22.12末) | こども未来課  |

| No. | 関係条文          | 事業・取組項目                       | 協働の形態 | 事業内容  | 今後の取組予定   | 21年度実績                                     | 22年度見込   | 担当課        |
|-----|---------------|-------------------------------|-------|---|---|--|--|------------|
| 87  | 第22条<br>協働の推進 | 子育て支援総合情報発信事業委託               | 委託    | 総合的な子育て情報を幅広く提供し、積極的に子育て支援の推進を図ることを目的とし、子育てハンドブックの作成および子育て支援総合情報サイトの運営を行う。<br>NPO法人に委託し、事業実施。                                     | 引き続き、NPO法人等に委託し、事業を実施する。<br>各種子育てサービス等が利用者に十分周知されるよう、子育てハンドブックや子育て情報サイト等の活用することにより、積極的な情報提供を行う。 | サイトへのアクセス件数：<br>2,545,628件                 | サイトへのアクセス件数：<br>2,343,874件<br>(H22.12末)                              | こども未来課     |
| 88  | 〃             | 保育所への芸術士派遣事業                  | 委託    | 公・私立保育所に芸術士を派遣し、入所児童と創作活動を行う。   | 引き続き、子どもたちの豊かな感性や創造力の育成を図るため、公・私立保育所に芸術士を派遣し、子どもたちと創作活動を行っていく。                                  | 芸術士が派遣先保育所児童と関わった延日数：873日                  | 芸術士が派遣先保育所児童と関わった延日数：2085日   | 保育課        |
| 89  | 〃             | 食育で心と体いきいき事業                  | 委託    | 食育推進に関する事業提案を各種団体より募集・委託することで、食育を推進する。  | 引き続き、各種団体より事業提案を募集・委託し、食育の推進に努める。   | 委託団体数：<br>13団体                             | 委託団体数：<br>11団体   | 保健センター     |
| 90  | 〃             | 食生活改善地区組織活動事業                 | 委託    | 高松市食生活改善推進協議会に、地域における推進活動を委託し、健康づくりを推進する。   | 引き続き、高松市食生活改善推進協議会に委託し、健康づくりを推進する。  | 推進員数：<br>541人<br>(事業参加者数：3,276人)           | 推進員数：<br>533人  | 保健センター     |
| 91  | 〃             | 環境リーダー養成事業委託                  | 委託    | 環境情報の提供を行うとともに、学校教育や生涯学習の場に関わり、地域住民の自発的な環境行動を支援する環境リーダーを養成するため、講座を開設する。   | 引き続き養成事業を継続し、環境リーダーの増員を図る。  | —  | 環境リーダー養成講座受講者数：31人   | 環境保全推進課    |
| 92  | 〃             | エコホテル・リサイクル教室のバリューアッププロジェクト事業 | 委託    | 22年度協働企画提案事業<br>「リサイクル意識の体験～魅力ある南部クリーンセンター企画講座をめざして～」をテーマにNPOとの協働事業において次のことに取り組んだ。<br>1 リサイクル教室小冊子の作成<br>2 新講座の実施<br>3 NPOによる職員研修 | NPOとの協働事業において、学んだノウハウや人脈を活用し、今後新しいアイデアを盛り込んだ企画講座の開設や見直しなどに取り組むことで、参加者数の増加などに努める。                | (参考)<br>企画講座数：6講座(うち、新講座：1講座)<br>参加者数：145人 | 1 新講座提案数：31件<br>2 企画講座数：6講座(うち、新講座：2講座) 参加者数：154人<br>3 NPOによる職員研修：3回 | 南部クリーンセンター |
| 93  | 〃             | 男木島灯台資料館等管理運営業務               | 委託    | 男木島観光協会に委託し、男木島灯台資料館および隣接するキャンプ場の管理運営を実施する。   | 引き続き、委託先である男木島観光協会と協力・連携しながら男木島灯台資料館等の管理運営を実施する。  | 男木島灯台資料館入込数：<br>4,199人                     | 男木島灯台資料館入込数：<br>8,189人   | 観光振興課      |

| No. | 関係条文                | 事業・取組項目                             | 協働の形態 | 事業内容   | 今後の取組予定  | 21年度実績              | 22年度見込              | 担当課          |
|-----|---------------------|-------------------------------------|-------|--|--|---------------------|---------------------|--------------|
| 94  | 第22条<br>協働の推進       | 親子水道教室                              | 委託    | 本事業は、「水の週間」の啓発行事の一環として、夏休み体験学習として水道についての理解を深めるため、市内の小学生の親子を対象に、実施している。               | 平成22年度は、事業企画の一部をNPOに委託し実施した。小学生対象の啓発事業であるが、対象者が限られることから、幅広い層の小学生を対象とした事業へと移行を検討している。 | (協働企画提案事業として実施)     | 参加者数<br>17組44人      | 水道局<br>経営企画課 |
| 95  | 〃                   | 放課後子ども教室事業                          | 委託    | 放課後や週末等に、余裕教室等を活用し、地域の関係者の参画・協働により、子どもたちの学びや交流活動の場を提供する。                             | 引き続き、家庭・学校・地域が一体となって事業を推進する。   | 開設校区：<br>20校区       | 開設校区：<br>23校区       | 生涯学習課        |
| 96  | 〃                   | 市民参画促進委託事業                          | 委託    | 生涯学習センターとの共催による事業実績のあるグループに、現代的課題をテーマとする講座等の開催を委託することにより、市民による自主的な生涯学習の推進を図る。        | 委託先となるグループの育成に努める。   | 実施事業数<br>2団体<br>2事業 | 実施事業数<br>2団体<br>2事業 | 生涯学習センター     |
| 97  | 第23条<br>地域コミュニティ協議会 | 地域コミュニティ協議会の認定                      | —     | 地域コミュニティ協議会の認定に関する規則に基づき、共同体意識の形成が可能な一地域につき一に限り市長が認定する。                              | 認定要件が整った地域コミュニティ協議会から随時認定を行う。  | 未認定                 | 未認定                 | 地域政策課        |
| 98  | 〃                   | 地域コミュニティ協議会への補助金等の一元化               | —     | 地域の各種団体への補助金(14事業分)を一元化し、「地域まちづくり交付金」として地域コミュニティ協議会へ交付し、各事業への配分について、地域の裁量の拡大につなげていく。 | 地域の実情にあった事業配分ができるよう、事業の要件の見直し等を行う。   | 一元化した事業数：14事業       | 一元化した事業数：14事業       | 地域政策課        |
| 99  | 〃                   | 地域コミュニティ協議会を指定管理者としたコミュニティセンターの管理運営 | —     | 各地区公民館をコミュニティ活動の拠点としてコミュニティセンターに移行するとともに、管理運営を各地区の地域コミュニティ協議会に委託する。                  | 協働の視点を持ち、より地域の実情にあった管理運営の実現を目指す。   | 委託したセンター数：46館       | 委託したセンター数：51館       | 地域政策課        |
| 100 | 〃                   | 地域コミュニティ協議会の自立化の促進                  | —     | 地域まちづくり交付金や地域ゆめづくり提案事業など、地域の自主性・主体性を生かせる支援制度の充実を図る。                                  | 両制度の更なる充実を図るとともに、自立性を高める組織のあり方を示し、啓発を行う。   | 実施                  | 実施                  | 地域政策課        |
| 101 | 〃                   | 地域コミュニティ人材養成事業の実施                   | —     | 地域コミュニティ活動の中心となる人材等を養成するため、地域コミュニティ協議会連合会と協働して、地域コミュニティに関する講演会等を開催する。                | 地域コミュニティ関係者のみならず、職員に対しても積極的に研修等を行う。  | 受講者数：<br>430人       | 受講者数：<br>500人       | 地域政策課        |

| No. | 関係条文           | 事業・取組項目                          | 協働の形態 | 事業内容   | 今後の取組予定   | 21年度実績                        | 22年度見込                        | 担当課              |
|-----|----------------|----------------------------------|-------|--|---|-------------------------------|-------------------------------|------------------|
| 102 | 第24条<br>市民活動団体 | NPO法人に業務委託したボランティア・市民活動センターの管理運営 | 委託    | 市民と行政がともに考え、ともに活動する「協働」の場として設置しているボランティア・市民活動センターの管理運営をNPO法人に委託する。 | 平成22年度から、従前の管理運営業務委託のうち施設管理および情報収集・提供に関する事業は引き続き委託により実施し、その他の事業のうち、民間が担う中間支援機能の拡大・充実のために市民活動団体による自主的な運営がより効果的であると考えられる事業については補助事業とする。 | 協働づくり委員会による運営評価(100点満点)：72.9点 | 協働づくり委員会による運営評価(100点満点)：78.7点 | 地域政策課<br>市民協働推進室 |
| 103 | 〃              | 収益事業を行わない公益法人等に対する法人市民税（均等割）の減免  | —     | 収益事業を行わない公益法人等に対する法人市民税（均等割）を減免する。                                 | 引き続き、収益事業を行わない公益法人等に対する法人市民税（均等割）を減免する。   | 法人市民税（均等割）減免承認件数：493件         | 法人市民税（均等割）減免承認件数：500件         | 市民税課             |

## 自治運営状況【行政運営】

## 自治運営状況【行政運営】

| No. | 関係条文          | 事業・取組項目                | 事業内容   | 今後の取組予定   | 21年度実績                | 22年度見込              | 担当課 |
|-----|---------------|------------------------|--|---|-----------------------|---------------------|-----|
| 1   | 第25条<br>総合計画  | 総合計画の策定等取組             | 平成20年2月に第5次高松市総合計画を策定している。総合計画の概要版を作成するとともに、その実施計画である「まちづくり戦略計画」についてホームページに掲載する。   | まちづくり戦略計画について継続的にホームページに掲載するとともに、総合計画を新たに策定する際には市民参画の機会を確保する。 | 計画策定済<br>HP等で公開       | 計画策定済<br>HP等で公開     | 企画課 |
| 2   | 〃             | まちづくり戦略計画の策定・見直し       | 総合計画で掲げた本市の目指すべき都市像「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」を実現するため、市長マニフェスト等も踏まえながら、重点的、戦略的に推進する主要な施策・事業等を具体化した短期的な実施計画「まちづくり戦略計画」を定め、2年ごとに見直しを行っている。 | 23年度に第2期まちづくり戦略計画の見直しを行い、第3期の計画を策定することとしている。                  | 第2期まちづくり戦略計画の策定       | 第2期まちづくり戦略計画の追加・修正等 | 企画課 |
| 3   | 〃             | 市民満足度調査の実施             | 市民の意見を今後の市政に反映させるため、第5次高松市総合計画の60の施策に対する満足度等についての調査を行う。(満20歳以上の市民2,000人にアンケートを送付)  | 平成22年度の施策等についての市民満足度調査を実施したので、その集計結果等を取りまとめ公表予定。              | 回収率：37.9%             | 現在調査中               | 企画課 |
| 4   | 第26条<br>財政運営  | 財政状況の公開                | 決算状況、財政事情(8/1現在、2/1現在)、健全化判断比率等を、ホームページ等で公開している。   | 引き続き、ホームページ等で公開する。  | 公開                    | 公開                  | 財政課 |
| 5   | 〃             | 予算編成状況の公開              | 当初予算については平成20年度当初予算から、補正予算については20年度6月補正予算からホームページで公開している。  | 引き続き、ホームページで公開する。   | 公開                    | 公開                  | 財政課 |
| 6   | 〃             | 補助金等の見直し               | これまでの「高松市補助金等交付システム見直し基準」に加えて、より踏み込んだ見直しを行うために、「高松市補助金等の見直し方針」を新たに策定し、財源、補助目的、効果等を踏まえ、所管課に対して見直しを求め、更に適正な執行を図ることとしている。               | 引き続き、予算編成時期を節目に、毎年度見直しを行う。                                    | 前年度予算の節減効果額：175,275千円 | 未定                  | 財政課 |
| 7   | 第27条<br>説明責任等 | 香川県農業試験場跡地の利活用に係る地元説明会 | 香川県農業試験場跡地の整備の考え方について地元住民に説明するため、地元説明会を実施。   | 引き続き、必要に応じて地元説明会を実施する。  | —                     | 1回実施<br>(21人出席)     | 企画課 |
| 8   | 〃             | 高松市過疎計画自立促進計画策定に係る勉強会  | 高松市過疎地域自立促進計画策定について、対象地区である塩江地区地域審議会の勉強会を開催し、説明を行う。  | 計画は策定済みであるが、変更の必要が生じた場合には、必要に応じて地元説明会等を実施するものとする。             | —                     | 1回実施<br>(13人出席)     | 企画課 |



| No. | 関係条文          | 事業・取組項目                   | 事業内容   | 今後の取組予定  | 21年度実績  | 22年度見込                                  | 担当課                   |
|-----|---------------|---------------------------|--|--|---|---|-----------------------|
| 9   | 第27条<br>説明責任等 | 地域審議会の開催                  | 合併地区（塩江、牟礼、庵治、香川、香南および国分寺地区）において、建設計画（合併基本計画）の執行状況等について説明を行う。                                    | 引き続き、建設計画（合併基本計画）の執行状況等について説明を行うため、会議を開催する。  | 定例会（各地区2回）を開催                                   | 定例会（各地区2回）・臨時会（塩江・香川地区各2回、その他の地区各1回）を開催 | 地域政策課                 |
| 10  | 〃             | 新病院の整備計画の説明会              | 新病院基本計画について、地域審議会やコミュニティ協議会への説明会を実施。   | 引き続き、必要に応じて説明会を実施する。   | 5回開催<br>（約90人出席）                                | 7回程度を想定<br>（約200人出席）                    | 新病院整備課                |
| 11  | 〃             | 都市計画制度の見直し案に関する説明会        | コンパクト・エコシティの実現に向け、見直しを進めている「都市計画制度の見直し案」について、土地・建物関係の業界団体への理解を深めるため、説明会を実施。                      | コンパクト・エコシティの必要性と併せ、都市計画制度の見直しについて周知の徹底を図るため、平成23年度にパンフレットを作成し、市民・業界団体等への情報提供を行う。   | —   | 1回実施<br>（47人出席）                         | 都市計画課                 |
| 12  | 〃             | 塩江地区学校統合事業にかかる説明会の開催      | 建設計画に基づき、過疎化・少子化の進む塩江地区3小学校の統合への理解を深めるため、保護者等を対象に統合事業の説明会を実施。                                    | 統合への理解も深められ、統合に向けた具体の協議が行われており、今後、必要に応じて開催する。  | 開催回数：5回   | 開催回数：5回                                 | 教育部総務課<br>新設統合校整備室    |
| 13  | 〃             | 香川分院の無床の診療所化への移行について地元説明会 | 市民病院香川分院での医師の確保が困難であるため、無床の診療所への移行することを、周辺住民を対象に説明会を2回開催した。                                      | 平成22年10月に香川分院を無床の診療所に移行した。平成26年度の市民病院と統合した新病院開設まで存続する。   | —   | 2回開催<br>（235人出席）                        | 市民病院<br>香川診療所         |
| 14  | 第28条<br>行政手続  | 行政手続の実施                   | 行政手続条例に基づき、各種行政手続の公正の確保と透明性の向上を図る。   | 引き続き、行政手続条例に基づき、適切な行政手続に努める。   | 実施  | 実施                                      | 全課<br>（総務課）           |
| 15  | 第29条<br>行政評価  | 行政評価の実施<br>（内部評価）         | 市が実施している事業や施策について、限られた人・財源などの資源の有効活用を図り、市民の視点で行政サービスを効率的かつ効果的に実施するために、成果指標等を用いて有効性、効率性、必要性を評価する。 | 行政評価の正確性・迅速性の確保、評価事務の効率化等に努める中で、「事務事業評価」を、業務の総点検として実施するとともに、新たに、事務事業より上位の施策評価を実施し、より広い観点から、まちづくりの進捗状況を把握し、さらなる事務事業等の改革・改善に取り組むとともに、評価結果等については公表する。 | 事務事業評価システム構築<br>行政評価システムの基本方針の策定<br>行政評価システムの構築 | 全事業の洗い出し<br>財務連携の構築<br>行政評価システムの運用      | 企画課<br>人事課<br>行政改革推進室 |

| No. | 関係条文                  | 事業・取組項目                  | 事業内容   | 今後の取組予定  | 21年度実績                                | 22年度見込                          | 担当課              |
|-----|-----------------------|--------------------------|--|--|---------------------------------------|---------------------------------|------------------|
| 16  | 第29条<br>行政評価          | 行政評価の実施<br>(外部評価, 事業仕分け) | 事務事業評価(内部評価)の客観性や透明性, 行政の説明責任の一層の向上に資するため, 市政に関し, 識見を有する市民で構成される委員会による「外部評価」や, 公開の場において, 業務の性質や内容を熟知した外部の有識者による, より客観的な視点や多様な切り口から議論を行う「事業仕分け」を実施する。   | 平成23年度に本格稼働予定の「行政評価システム(内部評価)」にあわせ, 業務の総点検として実施する「事務事業評価(内部評価)」を中心に「外部評価」, 「事業仕分け」の在り方について, 試行連携運用する中で, 各評価手法の特性(メリット)を活かした効果的・効率的な高松版評価体制の構築に努める。 | 実施                                    | 実施                              | 人事課<br>行政改革推進室   |
| 17  | 第30条<br>外部監査          | 包括外部監査の実施                | 包括外部監査は地方自治法第252条の36の規定に基づき, 毎会計年度, 財務に関する事務の執行等につき監査を行うもので, 平成22年度は, 市と契約した包括外部監査人が, 「高松市文化芸術ホールの管理運営及び財団法人高松市文化芸術財団に係る出納その他の事務の執行について」および「高松第一高等学校の財務に関する事務の執行及び事業の管理について」を監査テーマとして選定し, 当該テーマが住民の福祉の増進に寄与し, 合理的, 効率的および能率的に行われているかどうかを主眼として実施した。 | 来年度以降も包括外部監査を実施する。   | 包括外部監査<br>契約金額<br>12,695千円            | 包括外部監査<br>契約金額<br>12,695千円      | 総務課<br>監査課       |
| 18  | 第31条<br>公益通報          | 公益通報制度の活用(内部通報)          | 職員の職務遂行に当たっての法令等に違反する行為等について, これを知った職員等からの公益通報を受け付ける体制を整備し, 違法な状態の発生防止や是正を図るなど適切な措置を講ずることにより, 公正な市政の運営に資することを目的とする。  | 引き続き, 違法な状態の発生防止や是正を図るなど適切な措置を講ずることにより, 公正な市政を運営する。  | 公益通報<br>(内部通報)<br>0件                  | 公益通報<br>(内部通報)<br>0件            | 人事課              |
| 19  | 第32条<br>政策法務          | —                        | —  | —  | —                                     | —                               | —                |
| 20  | 第33条<br>行政組織<br>の編成   | 計画的な組織体制の整備              | 「市民本位の政策主導型組織への転換」を基本理念とし, 効率的な組織体制の見直しを行う。  | 引き続き, 「市民本位の政策主導型組織への転換」を基本理念とし, 効率的な組織体制の見直しを行う。  | 交通政策課の新設<br>こども女性相談室の新設<br>土地区画整理室の新設 | 病院局の設置<br>上下水道局の設置<br>こども未来局の設置 | 人事課<br>(行政改革推進室) |
| 21  | 第34条<br>危機管理体制の<br>整備 | 業務継続計画の策定                | 震災等の大規模災害時において, 市役所の基幹的な業務(応急業務, 市民生活に必要とされる優先すべき業務)を継続できるようにするため, 業務継続計画を策定する。  | 香川大学危機管理研究センターの協力を得て, 応急業務および継続性の高い通常業務を特定し, 22年度内に策定する。   | —                                     | 22年度<br>策定予定                    | 危機管理課            |

| No. | 関係条文                         | 事業・取組項目           | 事業内容   | 今後の取組予定   | 21年度実績         | 22年度見込                      | 担当課           |
|-----|------------------------------|-------------------|--|---|----------------|-----------------------------|---------------|
| 22  | 第34条<br>危機管理体制の<br>整備        | 危機管理指針の策定         | 本市および関係機関等そして市民が相互に連携協力を図り、総合的かつ計画的な危機管理体制の整備を推進し、もって市民の生命、身体および財産の安全を確保するため、高松市における危機管理に関する基本的事項を定める、危機管理指針を策定する。                         | 危機管理指針の策定後、この指針に基づき、想定される危機の情報収集や分析など予防対策に取り組み、迅速かつ的確な応急対策や円滑な復旧対策を実施するため、危機管理体制の整備を行う。 | —              | 22年度策定                      | 危機管理課         |
| 23  | 〃                            | 緊急事態対処計画（細部計画）の策定 | 高松市危機管理指針に基づき、自然災害および武力攻撃事態等を除いた危機に適切に対応し、市民の生命、身体および財産の安全を確保するため、緊急事態等の細部計画を策定する。（危機管理マニュアル（学校教育課）、渇水対策計画（水道局）、新型インフルエンザ対応マニュアル（保健対策課）など） | 各所管部局ごとに想定される緊急事態等の細部計画の策定や見直しを行う。  | —              | —                           | 全課<br>（危機管理課） |
| 24  | 〃                            | 業務継続計画の策定         | あらゆる事態を想定し、消防における業務継続計画を策定する。  | 想定外の事態に対し、適宜、見直しを行う。  | 計画策定           | 計画修正                        | 消防局<br>消防防災課  |
| 25  | 第35条<br>国および他の地方公共団体との<br>連携 | 香川県との連携           | 県知事とのトップ会談を定期的で開催することなどにより、県・市間の信頼関係を築き、連携・協力しながら住民福祉の向上に取り組む。   | 県の農業試験場跡地における新病院の建設や、サンポートの北側3街区の整備方針等について、トップ会談で率直な意見交換を行うなど、連携しながら課題の解決を図っていく。        | トップ会談<br>開催：2回 | トップ会談<br>開催：1回              | 企画課           |
| 26  | 〃                            | 岡山市との連携           | 瀬戸内海を挟む岡山・高松の両市間で交流を深め、瀬戸内海等の地域資源を生かしたまちづくりを行うなど、効果的な連携を図る。  | トップ会談を定期的で開催するなど、両市が県境を越えて広域的な連携を強化することで、地域の活性化につなげていく。                                 | トップ会談<br>開催：2回 | トップ会談<br>開催：1回              | 企画課           |
| 27  | 〃                            | 瀬戸・高松広域定住自立圏事業    | 高松市を中心として土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町の周辺5町と1対1の関係で協定を締結し、相互の特徴を生かし合いながら、双方に有益で、様々な課題に柔軟に対応できる圏域の形成を目指す。  | 瀬戸・高松広域定住自立圏による取組がより充実したものになるよう、毎年度、取組の追加および内容の拡充を行う。                                   | 周辺町との<br>協定の締結 | 協定に基づく<br>具体的取組の<br>推進：36事業 | 企画課           |
| 28  | 〃                            | 中核市市長会への加盟        | 地方分権に係る中核市共通の課題に対応するため、市長協議やプロジェクト方式で分野毎の課題について検討を行うとともに、国等に対し、中核市からの政策提案や意見表明を行う。   | 中核市市長会に加盟し、中核市市長会のプロジェクト会議等を通じ、同様の課題を抱える自治体と協議検討を重ねるとともに、国等に対し、提言などを行う。                 | 実施             | 実施                          | 企画課           |